

第百六十一回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第 九 号

平成十六年十一月十六日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金田 英行君
理事 江崎洋一郎君 理事 遠藤 利明君
理事 鈴木 俊一君 理事 村井 仁君
理事 中塚 一宏君 理事 原口 一博君
理事 平岡 秀夫君 理事 谷口 隆義君
小野 晋也君 岡本 芳郎君
木村 太郎君 熊代 昭彦君
倉田 雅年君 小泉 龍司君
砂田 圭佑君 田中 和徳君
竹本 直一君 谷川 弥一君
中村正三郎君 永岡 洋治君
原田 令嗣君 宮下 一郎君
山下 貴史君 井上 和雄君
岩國 哲人君 小林 憲司君
鈴木 克昌君 田島 一成君
樽床 伸二君 津村 啓介君
中川 正春君 野田 佳彦君
馬淵 澄夫君 村越 祐民君
吉田 泉君 若井 康彦君
石井 啓一君 長沢 広明君
佐々木憲昭君

財務大臣 谷垣 禎一君
(金融担当) 伊藤 達也君
内閣府副大臣 七条 明君
財務副大臣 田野瀬良太郎君
内閣府大臣政務官 西銘順志郎君
総務大臣政務官 増原 義剛君
財務大臣政務官 倉田 雅年君
政府参考人 吉田 英法君
(警察庁長官官房審議官)

政府参考人 増井喜一郎君
(金融庁総務企画局長)

政府参考人 西原 政雄君
(金融庁検査局長)

政府参考人 佐藤 隆文君
(金融庁監督局長)

政府参考人 田村 政志君
(総務省行政評価局長)

政府参考人 勝 栄二郎君
(財務省主計局次長)

政府参考人 牧野 治郎君
(財務省理財局長)

政府参考人 竹田 正樹君
(国税庁課税部長)

参考人 福井 俊彦君
(日本銀行総裁)

参考人 前原 康宏君
(日本銀行企画局審議役)

参考人 永田 俊一君
(預金保険機構理事長)

財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動

十一月十六日

辞任

渡辺 喜美君

吉田 泉君

同日

辞任

原田 令嗣君

若井 康彦君

補欠選任

渡辺 喜美君

吉田 泉君

十一月十六日

共済年金制度の堅持に関する請願(西田猛君紹介(第一六五号))

同(下条みつ君紹介(第一七二号))

同(前原誠司君紹介(第二二八号))

同(坂本哲志君紹介(第二五四号))

消費税の増税に反対し、消費税率を三%に引き下げることにする請願(山口富男君紹介(第一八二号))

消費税の増税に反対し、消費税率を三%に引き下げることにする請願(佐々木憲昭君紹介(第一八三号))

同(塩川鉄也君紹介(第二九〇号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

財政及び金融に関する件

○金田委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行

総裁福井俊彦君、日本銀行企画局審議役前原康宏

君、預金保険機構理事長永田俊一君の出席を求め、

意見を聴取することとし、また、政府参考人として

財務省主計局次長勝栄二郎君、財務省理財局長

牧野治郎君、国税庁課税部長竹田正樹君、金融庁

総務企画局長増井喜一郎君、金融庁検査局長西原

政雄君、金融庁監督局長佐藤隆文君、警察庁長官

官房審議官吉田英法君、総務省行政評価局長田村

政志君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存

しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林憲司君。

○小林(憲)委員 民主党の小林憲司でございます。

先般は、委員長の大きなお計らいでちよつと時

間をオーバーさせていただきましたが、まだ

ちよつと取り残しがございます、きょうは引き

続き三十分ほど、新生銀行及びその後の預金保険

機構から百七十四億円という大きな、皆さんから

もらった税金がまたもや八兆円にプラスアルファ

払われるのではないかと、問題点につきまして、

御答弁をお願いしようと思っております。

それでは、前回の質問の最後に、シャーマン・

アンド・スターリングという法律事務所がグアム

の裁判所におきまして、何と日本の国民また預金

保険機構の皆さん、またRCC及び政府に対して

も内密に十五億ドルという大きな金額を、旧長銀

とイ・アイ・イ清算人との間の裁判におきまし

て、おまけをしてやるよといつて勝手にチャラに

していたという話の証拠として二つの法廷資料を

提出いたしました、まずは永田理事長に、きよ

うは三十分しかございませんので単刀直入に問題

に入らせていただきますが、永田理事長、まずは、

シャーマン・アンド・スターリングという法律事

務所が双方の代理人になっていたということ、事

実として御存じでしたでしょうか。お答え願いま

す。

○永田参考人 お答え申し上げます。

そのようなことが問題にされて、イ・アイ・

イ・インターナショナルと旧長銀との間で紛争が

生じていたことは、累次の報道等にもございまし

て、認識しております。

しかし、真相がどうであったかということや詳

細につきましては、預保もRCCもこの紛争の当

ということをお願いしたいと思ひます。
○小林(憲)委員 当事者ではないとおっしゃいましたが、これはお配りしました資料にありましたように、「アメリカン・ローヤー」という雑誌でも言っておりますとおり、まずは、イ・アイ・イの清算人におきまして、シャーマン・アンド・スターリングに対しての免責をしておりますし、そしてまた新生銀行も、先般私がお配りしました本に謝罪文が載つていたと思うんですが、あの謝罪があつたためにすべての裁判に対して不利になつたということで、その請求を免責しておりません。

ということとは、先般、私が質問いたしましたときにお答えをいただいていたんですが、もし百七十四億円のお金が預金保険機構に対して請求された場合に、これはすべて国民の負担になるわけですか。ですから、そう考えると、これは直接的当事者でなくとも間接的当事者ということになるわけでございます。その間接的当事者となられる永田理事長におかれましては請求権があるかないかということをお答えいただきたいんですが、これは金融庁の方からお答えいただければ結構です。預金保険機構はシャーマン・アンド・スターリングに対して、新生銀行や旧イ・アイ・イ清算人のように請求権があるんでしょうか。これは金融庁にお伺ひします。

そしてまた、永田理事長にしましては、間接的当事者ということをお認めいただきまして、その請求権があつた場合に、それを請求する可能性が御自身としてあると思われるか、ないと思われるか、お答えをお願いします。
○佐藤政府参考人 個別の民事上の問題の解決のプロセスでございます。

預金保険機構は直接その当事者でございませんで、請求をするという立場にはないと存じます。いずれにいたしましても、法令にのっとり、さらに民事上の契約に則して、きちんと詳細に検討し判断すべき事柄だろうと思ひます。
○永田参考人 お答え申し上げます。

現在、新生銀行からの具体的な請求内容が明らかになつておりません。その段階で、その補償の要否も判断する段階にございせんので、契約その他何ら直接の関係がないこのシャーマン・アンド・スターリング法律事務所に対して、預保が何かすべきか否か、あるいはし得るか否かにつきましても、この段階では検討しようがございせんので、今後、請求が出てきた段階で慎重に審査していきたいというふうに考えております。

○小林(憲)委員 それではお伺ひいたしますが、先般私がお配りしました英文の法廷資料を、永田理事長におかれましては私がお渡ししておりますので読まれたと思うんですが、この事実に関しまして御存じだつたでしょうか。お答えください。
○永田参考人 お答え申し上げます。

私個人は、あの段階では存じ上げておりませんでした。
○小林(憲)委員 それでは金融大臣にお伺ひいたしますが、預金保険機構もその一〇〇%子会社であるRCCも、このグアムの裁判において勝手に債権放棄をされていたという事実を知らないでいたということにしまして、金融大臣はどのようにお考えですか。お答えください。

私は、これは一つの金融犯罪ではないか、そしてまた詐欺行為に日本の納税者がひつかつた一つの事例であると思ひ、これは大きな問題だと思ひますが、どうお思ひでしょうか。お答えください。

○伊藤国務大臣 委員から、金融犯罪ではないかという御指摘がございましたが、これは民間の個別の訴訟にかかわる問題でありますので、私どもとしてはコメントする立場にはないというふうに考えております。

○小林(憲)委員 先ほど来、新生銀行からはその補償についての問題がまだ何も提示されていないと永田理事長は繰り返しておっしゃつてみえますが、前回の質問でも、百七十四億というお金に關しても、どこからその報道が出ているのかかわらないとおっしゃりながら、臨時報告書では出てい

るということをお認めになつた。そしてまたきょうも、新生銀行が、旧長銀と言つた方がよろしいかもしれません。自分で行つた問題について和解をした金額から五十億の引当金を引いて、さらにそれよりも多い金額を多くの納税者に再度請求するかもしれないという臨時報告書を、もうごらんであつた上に数字も御存じであつた。そしてまた、今、何の交渉もないとおっしゃいますが、本当に水面下でも非公式でも何の交渉もされてないでしょうか。お答え願ひします。

○永田参考人 お答え申し上げます。
請求に關しまして、全く何もやりとりがないのかというお尋ねであります。
前回申し上げましたように、私ども、正式な請求を受けているという事実は全くありませんが、請求する際の書面の形式とかあるいは記載項目とかあるいは添付資料等形式的なものについて、どのような形にすべきかといったような問い合わせは受けております。それに対してももちろん回答も行つておりますが、それ以上のことはしていませんということでありま。

○小林(憲)委員 だんだんお話が前に進んできて思ひ出していただけたようでございますが、今おっしゃつた、形式的なとかどのような請求をしていくかという書類ですか、それはどのようなことを今お話しになつていのかということをお答え願ひしないでしょうか。

これは先日お答えになつた内容とはちょっと異なつてきていると思うんですが、ここは財務金融委員会の場合でありまして、国の機関の前で、これはまた時間の経過におきまして日時と時間もすべて確実に明るみになる話でございますので、ぜひとも今の段階で、どのような形式的フォームが新生銀行の方から出されてどのような話し合いで何の書類について話しているかを、確実に明確に私にもわかるように御説明願ひします。お願ひします。

○永田参考人 お答え申し上げます。
事前の形式面での確認でございまして、もちろん請求内容に踏み込んだ議論をしていられるわけでは

ありませんが、先ほど申し上げましたように、具体的にどういふ記載項目を書けばいいとか添付する資料はどういふものを用意してくだされいとか、そういうことについて先方の問い合わせに答えてい、こういうことでございします。

○小林(憲)委員 それでは、伊藤大臣、今の答弁を聞かれました、どのような資料を添付すればいいの、それからどのような形式で出していいるのかという問い合わせが来ているということは、既に新生銀行は預金保険機構に対して、百七十四億円じゃないかもしれませんが、何らかの補償を求めることを始めてい、というふうに私は理解しますが、今の御答弁を聞かれて伊藤大臣はどう思われますか。お答えください。

○伊藤国務大臣 今はその契約の当事者間において解決のプロセスの中にある、その中でさまざまな情報交換等がなされているのではないかと、ふうに承知をいたしておられますけれども、具体的にどのような補償請求がされるのか、そのことについては新生銀行から預金保険機構に対してはまだなされていないということでありまして、これは再三再四、永田理事長からもお答えになられてい、るところでございます。

新生銀行から具体的な補償請求がなされれば、当該和解の内容の詳細等を株式売買契約に照らし、金融再生法上の公的負担の最小化という観点も踏まえて慎重に検討した上で、補償請求にかかわる対応が預保としてなされていくというふうに考えております。

○小林(憲)委員 今の御答弁を聞きましたが、伊藤大臣の認識でも、私の見解でも、これはもう既に新生銀行がある一定の、偶発的債務として瑕疵担保条項を駆使しまして、預保に対しての請求を始めるための書類の準備を始めてい、ということにしか聞かえないんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。伊藤大臣。

○伊藤国務大臣 補償請求を行う予定であるということとは、ある意味では情報開示されていることでありま。ただ、今の段階は、その解決に向け

てのプロセスの段階にあるんだと思うんです。その中でいろいろなやりとりがされている段階にあるというふうに考えておりますので、具体的にどのような補償請求がなされるのか、このことはまだ明確になっていないというふうに預保からお伺いしているところでございます。

先ほど来の答弁の繰り返しになりますけれども、預保からは、具体的な補償請求がなされれば、和解の内容の詳細を株式売買契約に照らして慎重に検討した上でこの補償請求に対する対応を判断していくというふうに伺っているところであります。

○小林(憲)委員 それでは、永田理事長にお伺いします。

請求次第だという新生銀行は、二百十八億円の和解金からもう既に引当金の四十四億円を引いているわけですから、国のお金なんですけれども百七十四億円を偶発的債務としてすべて預金保険機構に補償を求めていることとして、書類はどうしたらいいんですか、添付資料はどうしたらいいんですかということ聞いてきていたのであつて、もし新生銀行が、いやいや、これはもう私たちがすべて悪いんですから、シャーマン・アンド・スターリングを訴えたり、ほかの訴訟も一度、グローバル・セトルメントといつても怠慢をしないですべてを見直して、預金保険機構さんイコール国民の納税者、納税者の皆さんにはもう一切迷惑をかけるつもりはありませんよということでしたら、書類はどうしたらいいんですかと添付資料はどうしたらいいんですかというふうに聞いてくるでしょうか。どのようにお考えですか。

もし私が請求をしない新生銀行であつたらそのようなことは質問いたしませんし、預金保険機構さんにも、もう私たちは預金保険機構さんに対して偶発的債務として何の補償も求めませんから御心配しなくてもいいですよという一言があるだけであつて、どのような書類を添付したらいいんですかと、どういう形式で出しましょうかという

話があるということは考えにくいと私は思うんですが、どう思われますか。永田理事長、お答えください。

○永田参考人 お答え申し上げます。

新生銀行の側がどういう今後の意図を持っておられるかということは、先ほど委員御指摘のとおり、臨時報告書等に出ているわけでありまして、しかし、私どもとしましては、その意図が具体的な請求になってあらわれません限り、この両者において、新生銀行が今後機構との間に紛争が発生しない保証はありませんと言われておりますが、そういうことも含めて、先ほど大臣がおっしゃられましたようなプロセスの問題として扱っていくということには、まだその段階に至っていないというところで、私どもとしては理解をしておるわけでございます。

○小林(憲)委員 これ以上このお話をしても、ここにお見えの財務金融委員会の聡明な先生方には、そしてまたこれをごらんの皆様には、今の答弁でもう既に、ああ、また預金保険機構と今話し合いが始まりつつあるんだということはおわかりになったと思います。

国民の税金を八兆円もかけて、日本の会社をつぶし多くの経営者を自殺に追い込んだ旧長銀が、名前だけ変えて死体の上にはびかびかの銀行に生まれ変わって、そしてまたその銀行が起した訴訟に対して預金保険機構と既に話し合いが始まりつつあることは今の御答弁で、永田理事長、先週とは大分話が変わってきたわけですが、多分私が質問してからいろいろなことが起こつたのだと私は思いたいのでありますけれども、そのようになつてきている。

もう一つお伺いしたいんですけれども、この話し合いが今プロセスだとおっしゃいますが、RCCの役員の方がこの話し合いについて中に入っているというのではないですね。お答え願います。

○永田参考人 お答えいたします。

○小林(憲)委員 RCCというのは預金保険機構

の一〇〇%子会社でありまして、ぜひともこの場からRCCの方に来ていただいてお伺いしたいことがたくさんあるんですが、残念ながらRCCは政府の機関ではないということで、預金保険機構が一〇〇%責任を持つということでございますのでお伺いします。

RCCは、イ・アイ・イの正式な管財人になっておられると思うんですけれども、そうじゃないんですか。管財人じゃないんですか。お答えください。

○永田参考人 お答えいたします。

RCCは、債権者ではありませんが、管財人ではございません。

○小林(憲)委員 わかりました。債権者であるということでは確かなわけですね。

それではお伺いしますが、この二百十八億円から四十四億円の引当金を引いた百七十四億円のお金の預金保険機構に対する請求を始めようと新生銀行がしておるわけですが、それに對しまして、これから偶発的債務ということの条項に基づいて預金保険機構は補償を、対応を明らかにしていくことになっているということでは私は理解しているんですが、その明らかにっていく過程を金融庁の方に報告する義務というのはあるんですか。教えてください。

○永田参考人 この件につきましては、過程については御報告する義務は特にないというふうに考えております。

○小林(憲)委員 それでは伊藤大臣にお伺いします。

大臣、これは、新しくなったその銀行、名前を変えただけの銀行、これは長銀です。謄本も一冊です。ですから全く同一人物なんです。西武鉄道が上場廃止になるといふことですが、それがまた名前を変えて上場するかもしれないけれども、同じように、上場廃止になった長銀が名前を変えただけで再上場して一千億の粗利を外国のファンダがもうけて、そして八兆円のお金を出して納税者がびかびかにした銀行が訴訟を起こされて和

解をして、百七十四億円というお金がまた税金から払われるかもしれないというこの過程を、金融庁に説明もしないといけないというのは、一体どういうことでしょうか。お答えください。

○佐藤政府参考人 本件は国民負担につながる部分があるわけでございますけれども、この処理自体は民事上の契約に基づいて当事者が契約内容、法令にのっとり対応しているということでございますので、その逐一の民事上の処理のプロセスについて金融庁が一々介入するという立場ではないというふうに存じます。

○小林(憲)委員 それでは、新生銀行に対して八兆円のお金を投入しておきながら、これは民事上のことだからといって、全く国民不在の中でふたをしていくということでしょうか。大臣、お答えください。

○佐藤政府参考人 本件につきましては、株式譲渡契約の中にさまざまな権利義務が記載されているものでございまして、それにのっとり当事者が権利の行使をしているということかと思ひます。

それに対して、預金保険機構におきましては、先ほど大臣からも御答弁がございましたように、国民負担の最小化といった要請も踏まえて、一方の側の当事者として対応をしていくということでございます。

したがって、仮に偶発債務の請求等があれば、それが本当にそういうものに該当するかどうかといったことにつきまして、預金保険機構の立場で、法令にのっとり契約の内容に照らして、例えば和解の合意の内容等について詳細にチェックをしていく、こういうことで預金保険機構において動いていただくということかと存じます。

○伊藤国務大臣 株式売買契約の締結、その条項の中のさまざまな問題についていろいろ御批判があるということは承知をいたしておりますけれども、前回も答弁をさせていただいたように、当時は、金融システムの安定化あるいは公的負担というものを最小化していく、そうした要請の中で最

大限努力をしてこうした株式売買契約が締結されたものと承知をいたしておるものであります。

そして、この契約というものはあくまでも民事上の契約でありまして、偶発債務あるいは訴訟提起等にかかわる預金保険機構に対する補償につきましては、これは金融再生法の公的負担の最小化、こうした観点も踏まえつつ、民事上の問題として、株式売買契約及び関連法令において適切に対応されるものと考えているところであります。

○小林憲委員 時間が大分迫ってまいりましたので、お伺いしますが、先ほどおっしゃいました、RCCは債権者の一人であると。債権者の一人であるならば、先ほど私が示しましたリージェントホテルの十五億ドル分、このグアムのコートでそれに対しての利害を放棄したという文面をお渡ししておりますが、これに関して、RCCも知らなかったというのは、私はこれはおかしいと思うんですよ。これはまさしく、預金保険機構、RCCは、債権者として知り得なければならぬ情報だと私は思うんですが、これはRCCの怠慢もしくは思えないんですが、永田理事長はどう思われますでしょうか。

そしてまた、つけ加えまして、先ほど来問題になっております新生銀行、最新の四季報で見ますと、今度の三月の決算で大体六百六十億の黒字を見込んでおります。これはもうすべて国民のお金を突っ込んで、八兆円もお金を突っ込んだんですよ。そしてさらに、多くの犠牲者を出しながら債権を自分だけは放棄しないで貸しはがしなんというようにしてやってきた銀行が六百六十億の黒字を出すということで、これはことしの三月では六百五十三億、十分払う体力あるじゃないですか。それから株も、売り出したときにはたしか五百二十何円か四円か、済みません、数字はちよっと忘れましたが、ハゲタカファンドが売り抜いたときはばあんと千円近くまで行きました、その後ずつと低迷を続けて、今七何円ぐらいのところに上回しているわけですけども。

二つまとめて質問しますが、第二の株の売り出

しは、日本の国民にとって全く何の経済波及効果もない。竹中さんは大変結構な新しいモデルを示したとおっしゃっていたが、株はただのマネーゲームに使われただけで、一回目の売り出しでばんと上がっただけ、後は低迷。でも黒字が出てくるのに、また預金保険機構はお金を払おうとしている。ですから、私がお伺いしたいのは、その二点について、永田理事長、どう思われますか。お答えください。

○永田参考人 まず第一点でございますが、委員御指摘のグアムの裁判所の決定でございますが、この決定書には、旧長銀が、イ・アイ・イ・インターナショナルの債務のうちHICという会社に関する債務を免除したとの記載がございますが、そのHICという会社に関する債権はRCCに係るものではないと私も認識しております。そのような事実があったといたしても、旧長銀がまだ公的管理下に入る以前に自己の経営判断で行ったことでもあります。それによってRCCの債権が毀損したというような話とは基本的には関係ないのではないかと認識しております。

それから二点目でございますが、私ども、大臣からも先ほど御答弁ありましたが、国民負担の最小化のもとに、しかしながらこの売買契約書というものに基いて適切に判断をしていきたい、またしていく義務がございますので、そういう観点で、請求がありましたところで適切に審査し、また処理をしていきたいというふうに考えております。

○小林(憲)委員 最後の質問になりますが、今のお話を聞いておきますと、追いはぎに追い銭といまして、全くかっぱらいに遭ったようなものでございまして、RCCは全然知らないといつても、今、リージェントホテルの物件というのは整理回収機構に入っているんじゃないですか。これは一度、また私が質問するときに伺いをして、私もちよっと調査をしてみますが、まさしく整理回収機構というのは、一円でも多いお金を回収して、

納税者に対して負担をかけないためにできたものだと私は信じておりますし、そのRCCが、前にあったことは知らないですとか旧長銀時代のことばわからないとかRCCには関係ないなんという御答弁をされる。永田理事長は大蔵出身でございますが、前の松田理事長は法曹界出身でございます、なかなかそこまではおっしゃらなかったような気はいたしますけれども。

とにかく伊藤大臣に最後にお伺いしますが、この不良債権処理に基づく多くの問題が発生しております。その中でRCC売却なんという話も、まことらしくローンスタが買っただけじゃないかなんという話もアメリカではかなりされておるわけでございますけれども、しかしながら、この百七十億円の行方につきましては、しっかりと御指導をお願いながら、そしてまた経過を報告する義務が私はあると思うんですが、そのことを最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○伊藤国務大臣 RCCとのかかわりについては先ほど永田理事長が御答弁されたとおりでありますが、RCCはそもそも債権の回収の最大化を図るというのがやはり基本だ、そのことは間違いない事実だというふうに思います。それから、私どもとして、必要があれば預保に対してこうした問題について確認をするということは当然の義務でありますから、私どもとしてしっかりと対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

しかし、基本は、これはやはり民事上の問題でありますので、関係法令、そしてこの契約書に基づいて適切な対応がなされるものと考えておるところであります。

○小林(憲)委員 ありがとうございます。

○金田委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

きょうは、いわゆる無認可共済あるいは根拠法のない共済という問題について少し質問をしたいというふうに思います。

この問題については、既に昨年の当委員会でも

議題に取り上げられているといえますか質問が行われておりますので、伊藤大臣におかれても経緯ということはしっかりと御存じだろうというふうに思うわけでありまして。

この点について、せんだって、ことしの四月から十月までの間、総務省の行政評価局の方で、根拠法のない共済に関する調査ということが行われております。また、金融審議会の中でも、これからの、どちらかというと制度のあり方について中心になると思いますけれども、いろいろな検討が行われているという状況にございます。

そこで、まず最初に、総務省の方で先ほど申し上げました調査を実施するに至った動機、あるいは問題意識というものがどういうものであったのか、まずお話しいただきたいと思います。

○増原大臣政務官 お答え申し上げます。

根拠法のない共済でありますけれども、いわゆる根拠がないわけでありまして従来行政の外に置かれておったわけでありまして、御承知のように、近年、その事業者の数が相当ふえてきておるといこともございます。また多様化も進んでおりました、いろいろな意味で加入者等のトラブルが多発するという状況に至っております。消費者保護、あるいは加入者、投資家保護という観点から、そういう観点から、行政としてしっかりとその実態を把握する必要があるのではないかと、この問題意識でございます。根拠法のない共済、この事業内容や運営の実態につきまして、私どもが調査をいたしたということでございます。

○平岡委員 そこで、ちよっとこの調査結果報告の中身を見せていただいたわけでありましてけれども、これを見ますと、実は、調査をしようと思っただけでも調査への協力が得られなかったところがあるという。特に、任意団体についていうと五十団体、任意団体による共済が四百二十二ほどあるというふうに把握した中で五十団体ほどあった、こういう話でありますね。

それから、今言われた、消費者保護の観点から

いろいろトラブルがあったというような形で、この調査報告書の中に書いてあるのは、消費生活センター等における相談で二百五十一件の相談があった、こういうふうにあるわけであります。

当然のことながら、調査に応じないところというのは比較的問題が多いところじゃないのかなというのが一般的に想定し得るところなんですけれども、この相談があったというものと調査に応じなかったというふうなところは、どういう相関関係があるというふうな調査の結果としては把握しておられますでしょうか。

○増原大臣政務官 お答え申し上げます。

平岡議員は税務もよく御承知でございますので、税務上はそういった疑義があるところが、何といましようか、逃れるということもあるうと思いますが、本件につきましては、必ずしも予断を持ってそのようにまだ言えないのではないかと

いうふうに私も思っております。

いろいろ、各消費生活センターなどの事務の処理の都合と申しましようか、守秘義務とは言いませんけれども、なかなか公表はしづらいといったようなところもございまして、個々の事業者名までは調査ができていないところでございます。

そうした中で一般的に調査を行ったというところでございます。その一般的な調査の中で、先生御指摘のように、約七十団体がその協力を得られなかったというのがございまして、それが直ちにいわゆる問題のある共済かどうか、これにつきましては今のところはつきりわからないという状況でございます。

○平岡委員 今わからないということなら、それはそれである程度仕方ないんですけれども、ただ、問題意識を持って調査したわけでありまして、そういう相談があった業者と、そして調査に応じなかった業者というのが一体どういうふうに関係しているのか関係していないのか、こういうものがわからないと、今社会で問題になっているこの問題についての実態が本場に反映された調査になっているのかというところについては若干疑問

があるというふうに思いますので、しっかりとその辺、相関関係、別に何とかという会社とこれがこうだったという個別名を挙げて言えというんじやなくて、相談があった件数先と調査に応じなかった件数先とはこういうふうな相関関係があったという程度の、我々に対して調査の結果がもつと問題意識を持ってわかるようにしていただきたいということをお願い申し上げたいというふうに思います。

それで、この調査結果として、最後に行政上の課題というところをこの結果の中には書いてあるんですけれども、特にどこに対して、名あて人です、この行政上の課題に対して、どこの省庁に対してこういう課題があるからちゃんとせいというふうな形になっていないんですけれども、この行政上の課題というふうに書いた部分については、一体この政府の中でいくとどこに対してそういう課題を投げかけたというふうに理解したらいいんでしょうか。これは、総務省、お願いしま

す。

○増原大臣政務官 ただいまの御指摘でございますが、行政上の課題としましては何点かあるのございまして、私どもが問題だと思っておりますのは、募集方法は適切かどうか、あるいは財務情報がかかりと開示されているかどうか、あるいは責任準備金ちゃんと積み立っているかどうか、こういったところに個々の問題があるというふうに思っております。

そして、この点につきましては、いわゆる広義の金融でございますので、それを所管する金融庁に對しましては、この問題をまずきちっと金融庁に通知するとともに、あわせて、先ほど委員御指摘の金融審議会におきましても私も説明をしたところでありまして、

なお、消費者保護あるいは投資家保護、いろいろありますけれども、根拠法のある共済を所管しているところもございまして、内閣府や公正取引委員会、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、そういったところにつきましても、参考の

ために通知をしたところであります。

それから、委員御指摘の深度のある調査でございますが、金融庁ほかのそれぞれの省庁で、これを参考にしてさらに深度のある調査をしていただきたいというふうに思っております。

○平岡委員 ということで、これは過去の議論もありますけれども、やはり金融庁に大きな問題が投げかけられているというふうに私も考えておるわけでありまして。政府の中でも今そういう認識が示されたということであろうと思ひます。

そこで、今度は金融庁の方にお尋ねしてみたいと思うんですが、今回の総務省の調査でいろいろと書かれている中に、例えば、任意団体等による共済のうち、加入要件が入金金だけであるとか、あるいは特段の加入要件が設けられていないといったようなものが共済という名を名乗って、実質的にはいろいろな保険業務に相当するよううなことをしているというふうな実態がある程度明らかになってきているというふうに思うわけでありまして。こうした実質的には不特定の者を相手方として業務を行っているものについては、保険業法の中では、当然、保険業法の規制のもとで行わなければならないという法的枠組みになっているわけでありまして、こういう、入会金のみとかあるいは特段の要件なしという加入要件になっているような共済に対して、金融庁としては、これまでどういう対応をしておられるのか、この点について大臣からお伺いしたいと思ひ

ます。

○伊藤國務大臣 お答えをさせていただきます。任意団体等による共済につきましては、対象者が地域あるいは職域等に制限をされ、そして不特定の者を対象としないものであることから、保険業法の規定においてその規制、監督の対象とされていないところであります。ただし、委員御指摘のように、共済と名乗っているものであっても実質的に不特定の者を相手方として保険の引き受けを行うことは保険業法に禁止をされていると

ところでございまして、業法の中では、違反した場合には三年以下の懲役または三百万以下の罰金規定をされているところであります。

金融庁といたしましては、保険業法に抵触する疑いがある共済の情報収集に努めて、そして、仮に保険業法に抵触すると認められる事例があれば捜査当局に情報提供するなど、適正な、厳正な対応を行うこととしておるところでございます。また、消費者に対しては注意喚起を行う、こうしたことも非常に重要な観点でありますので、保険と根拠法のない共済いわゆる無認可共済、この制度上の違いについての説明を金融庁のホームページに掲載するなどの取り組みを進めておるところでございます。今後ともこれらの取り組みをさらに力に推進していきたいというふうに考えております。また、これらの共済については、金融庁は規制、監督権限を有しておらず、法令上、その対応は基本的には刑事罰の適用に限られることとなります。

いずれにいたしましても、無認可共済への対応の問題については、現在金融審議会において精力的に議論をいただいておりますので、この議論を踏まえて、今後私どもとしてどのような対応が考えられるのか考えていきたいというふうに思っております。

○平岡委員 この委員会での審議等を通じていろいろ問題点が指摘されたということもあって、先ほど大臣が言われたようないろいろなことを金融庁としてしておられるということは私も承っております。

そこで、ちょっと警察庁の方に聞いてみたいんです。先ほど大臣の方からも、保険業法違反の疑いのあるものについては通報するというような体制になっているんだというところでありますけれども、警察庁の方では、保険業法違反の疑いがあるといったような事例がたくさん今現実に出てきているんだらうと私は思うんですけれども、この問題については、取り締まりとしては今どういう状況にあるのか、この点について教えていただき

たいというふうに思います。

○吉田政府参考人 いわゆる無認可共済の取り締まりについてお答えいたします。

無認可共済を保険業法違反で検挙した事例は、過去五年間報告を受けておりませんが、年金会オレンジ共済のように、共済と名のついた団体について詐欺罪で検挙した例は過去にありません。

無認可共済については、金融審議会で議論されていることは承知しておりますが警察としては、刑罰法令に触れる行為があれば厳正に対処してまいりたいと考えております。

○平岡委員 余り詳しいことを聞くつもりはないんですけれども、先ほど大臣の答弁でちょっと気になったんです。何が気になったかというところ、保険業法違反の事例があれば捜査当局に通報するということな形で、実際にはこれまで通報したことがないのかあるのかよくわからない、ただそういう仕組みになっていますよということを言われただけなんです。

ただ、過去の議事録を見ますと、伊藤大臣が副大臣当時のものについて言うところ、「やはり実態を正確に把握する、そのために情報の収集というのは極めて重要でありますし、その中で保険業法に抵触するものがあれば、これは捜査当局に連絡をして、適切に対応していくことが重要であります。過去にもそうしたことをしてまいりました。」というような、実績として言われておられるわけですね。ほかの箇所でもまた同じように、「当然捜査当局に通報するなど、厳正に対応を行っているところでございます。」ということ、いろいろ通報は行ってきたんだという、事実として述べておられるというふうに思ふんですけれども、通報した事実というのはあるんですか。

○伊藤国務大臣 副大臣時代にも答弁をさせていただきましたように、通報した事実はございます。ただ、具体的な中身についてお話しさせていただくことは、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○平岡委員 そうすると、警察庁、先ほど取り締

まりの状況で私がお伺いいたしましたけれども、検挙の話はともかくとしても、金融当局からの通報を受けて、しっかりとそういう社会的な問題となっている事案に対しては警察庁としても対応しているというふうに言っていたらいいんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○吉田政府参考人 金融庁など関係機関との連携は従来から図ってきておりますし、刑罰法令に触れる行為があれば厳正に対処してまいる考えであります。

○平岡委員 いや、警察庁としては、金融庁からの通報に対しては適切に対応しているのかというところを聞いています。もう一遍お願いします。

○吉田政府参考人 金融庁から通報があったときは適切に対応していると承知しております。

○平岡委員 適切に対応しているという話でありますから、適切に対応していたかどうか。いたしたいというよりは、むしろ、社会的な問題が大きな問題として発生する前に、きっちりとはやり警察当局として、あるいは金融当局として、すべきことはしっかりとしたいかなければいけないということをお願いしたいというふうに思います。

次に、無認可共済について言うと、いろいろ実態がわからないところもあるわけありますけれども、課税関係がどういうふうになっているのかということも、ちょっと疑問なところがあるわけあります。

一般的には共済事業というのは、私の理解するところでは、収益事業という位置づけになっていないために、例えば任意団体が共済事業を行っているというふうな場合には課税の問題が生じないんだというふうに言われているわけありますけれども、そういう理解でいいのかどうか。そして、もしその理解が正しいのであれば、任意団体がやっている共済事業について言うと、行っている事業の中身は保険会社と同じようなことをして、りながら実質的には課税されないということ、で、

課税逃れのような状況が生じているのではないかと、いうふうに理解するんですけれども、そういう問題に対しては国税庁としてどうお答えになるのかということ、国税庁にお答えいただきたいというふうに思います。

○竹田政府参考人 一般論として申し上げますと、法人税法上、株式会社は普通法人に該当いたしますところ、普通法人が行う共済事業につきましても、その事業から生ずる収益の額から費用及びその損額を控除した残額に対して法人税が課されることとなります。また、公益法人等に該当する法人や任意団体で人格のない社団等に該当する法人につきましても、税法所定の三十三の収益事業を営む場合に限り、その収益事業から生じた所得についての法人税が課税されることになっております。

したがって、先生から御指摘ございましたように、これらの法人が行ういわゆる共済事業につきましても、原則として税法所定の三十三の収益事業のいずれにも該当しないということになりますので、法人税の課税関係は生じないことになりわけでございます。

現行法人税法上、このように課税主体の違いによって課税所得の範囲に差があるというその点については御理解をいただきたいと思います。いづれにいたしましても、国税当局といたしましては、個々の事実関係に基づきまして、現行法令等に照らして適正に取り扱っているところでございます。

○平岡委員 今、ちょっと制度の仕組みの方が中心だったんですけれども、私の最終的な問題意識は、保険会社と同じようなことをやっておりますが、こういった任意団体がやっている共済に対しては何らの課税が行われていないというふうな事実が発生している人ではないか、もしそうだとすると、これは社会的に見れば課税逃れのような問題があるのではないか、そういう問題意識を国税庁として持っているのかということをお願いいたします。

○竹田政府参考人 先ほど申し上げましたように、先生御指摘のようにこういうふうな違いが生じておりますのは、現行法人税法上の制度的な問題でございますので、その点につきましては御理解いただきたいと思います。

○平岡委員 国税庁の立場としては、制度があればそれを適正に執行するという立場なんでしょうから、制度の問題についてとやかく言う立場じゃないのかもしれないけれども、やはり問題意識としてはきつちりと、課税逃れ、課税の公平性という観点から問題があるのであれば、ちゃんとそれは制度を所管するところに対しても意見を述べていくというふうなことはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

そして、現実には、いろいろな社会で行われている、共済という名前のもとに行っている事業によつて、全く税金もかからない、集めたお金はどういうふうに使われているか監督もはっきりされていない、こんな状態で社会的な問題を起さずしてしまおうということに対しては、やはり政府としてもしっかりと責任を感じてもらわなきゃいけないというふうに思っていますので、その点は注意喚起をしておきたいというふうに思います。

そこで、先ほどからもありましたけれども、今、金融審議会の方でいろいろな制度論議をしているというふうな承っております。せんだって、十月の五日に金融審議会金融分科会第二部会の方で論点整理が公表されて、それに対してパブリックコメントが求められ、そしてついせんだって、そのパブリックコメントを踏まえて、さらなる論点という形でいろいろな考え方をまとめられているというところでありまして、そうした一連の動きを見たときに、これはどういうふうにか考えたらいいのかなと疑問に思うところが幾つかありますので、ちょっとその点についての金融大臣の御見解をお伺いさせていただきたいというふうに思っています。

まず一つはセーフティーネットの問題であります。セーフティーネットについて言うと、論点整

理の中では、損失が限定されるのであれば必ずしも必要ないが募集に際して説明を義務づけるという程度でいいんじゃないかというようなことが言われているわけでありまうけれども、もしそういうことであるならば、損失が限定されるような商品については、保険会社が行う場合であってもセーフティーネットは必要ないんだ、こういう話になってしまふというふうに思うわけでありまう。

そういうことを考えると、セーフティーネットの必要性というのは、取扱商品の違いによつて区別するというよりは、むしろその顧客となつてゐる、取引の相手方となつてゐる人たちがどの程度閉鎖的なものか、どの程度オープンなのかといったようなところが大変重要な要素になるんではないかというふうに思うんですけれども、その点について、金融担当大臣はどのようにお考えになつておられますでしょうか。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきますと思います。

今、金融審議会においては、消費者保護の観点や御指摘の保険会社規制との関係等の観点から、どのような対応が考えられるかということで精力的に御議論をいただいているわけでありまして、今委員から御紹介がございましたように、十月五日にパブリックコメントに付された金融審議会の論点整理、この中で、セーフティーネットも含めて現行の保険会社に対する規制と同様の規制を課すべきとの意見と、そして、保険会社と異なる規制を導入する場合には、制度補完の役割等の共済事業の意義を含め、取扱商品の限定等により損失が限定されるのであればセーフティーネットを設ける必要がないとの意見がある旨、両論が記載をされているところでございます。

いずれにいたしましても、金融審議会で今精力的に御議論をいただいておりますので、こうした御議論やあるいは検討結果を踏まえて、どのような対応をすることができるのか、私どもとして検討していきたいというふうにご考えているところ

です。

○平岡委員 今、金融庁が置かれている立場からすれば、私が問題提起していることに対して、素直にといいますか正面から答えてくれないというのは仕方ない部分もあるかもしれませんが、もし、しかし、問題提起の部分についてはある程度しっかりと受けとめて、一般論だけで答えるのじゃなくて、しっかりと答えていただきたいというふうに思うんです。

セーフティーネットはとりあえずそうしておいて、もう一つ、パブリックコメントの中でいろいろなことが言われているわけです。その中でも出てくるわけでありまうけれども、構成員が閉鎖的な共済、構成員が限られてゐる共済でない限りは、同じ商品を取り扱うなら同じ監督規制とすべきであるというパブリックコメントがあるわけですね。私も、消費者保護の観点あるいは取り扱いをする者の競争のイコールフットリングといったような観点から、この考え方というのはやはり原則として当然じゃないかなというふうに思うんですけれども、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○伊藤国務大臣 先生から御紹介がありました論点整理に対する一般からの意見募集の結果、御指摘のとおり、消費者保護や規制のイコールフットリングの観点から現行保険会社と同様の規制を課すべきとの意見が多く寄せられる一方で、共済事業の制度補完の役割と多様な消費者ニーズにこたえる新商品の提供等の可能性というものを考慮して、保険会社に対する規制と異なる規制というものを導入すべきではないか、こういう意見も相当数あつたところであるというふうに承知をいたしております。

いずれにいたしましても、今まさに金融審議会の中で議論がなされておりますし、また、私どもとしては年内に一つの報告書をまとめていただきたい、そういうお願いをさせていただきながら、金融審議会の中で議論を深めていただいているところでございますので、こうした金融審議会の御

議論、そして検討結果を踏まえて、私どもとして検討していきたいというふうにご考えております。委員の御指摘も十分踏まえながら、私どもとしてしっかり今後の検討を進めていきたいというふうにご考えております。

○平岡委員 ある程度正面からということではあるんですけれども、仕方ない部分もあるかと思ひます。

次の論点にちよつと移つてみたいと思ひますけれども、さらなる論点の中で、一つの位置づけとしてこういうことが指摘されています。保険会社の提供する保険への加入が困難な者を相手方とする共済というものは規制対象外にしてもいいんじゃないかというふうな提案がなされているわけでありまう。私はちよつと考えてみますと、今私が申し上げたように、一般の保険会社が提供する保険への加入が困難な人を相手方とする共済というのは、むしろリスクが非常に高い商品であらうかな、そうだとすると、そういうリスクの高い商品であればこそ、やはりしっかりとした商品審査などの規制というものが行われていないといけないんじゃないかというふうに思うんです。

この点について、さらなる論点整理のところは逆の方向を向いているような気がするんですけれども、この点について大臣はどのようにお考えになりますか。

○伊藤国務大臣 先生の御指摘の点につきまして、構成員が真に限定され、公的な規制が不要と考えることが可能かどうか、こうした観点から、実は、前回、金融審議会の中で議論をさせていたいただきました。その前提として、保険への加入が困難な者を相手方とする共済とは、危険なスポーツを行う者などが団体を構成し共済事業を行うなどを念頭に置いたものであつたわけでありまう。

こうした御議論の中においても、先生と同じように、むしろ規制が必要であるという意見もあつたというふうにご承知をいただいているところでございまして、こうした議論が今まさにされているところでありまうから、こうした議論を踏まえて、

重ねてになりますけれども、私どもとして検討を進めていきたいというふうにご考えております。

○平岡委員 余り時間がないので、いろいろな論点を全部挙げるわけにいかないんですけれども、もう一つだけちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

規制対象外とするものの中に、小規模共済を規制対象外とするということについての考え方が示されているんですけれども、ただ、小規模ということはいろいろな規制逃れがしやすい概念ではないかなというふうな気がするわけです。

例えば、一つ一つの共済は小規模なものであるけれども、その小規模なものをいっばい集めてきて全体としての共済事業が行われているというような事例であるとか、あるいは一つの共済が大きくなつてきたときに小規模にするためにこれを分割するとか、そういったような操作をするということもやり方によってはできないことではないんじゃないかと。逆に、そういうことができることと、小規模共済を規制対象外とするということについては、規制逃れの行為というのが非常に多発するのではないかとといったような気がするんです。こういった規制逃れを起しやすいうなものについて規制対象外にするという考え方というのはいかがなものかというふうに思うんですけれども、大臣はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○伊藤国務大臣 先生が今御指摘をされたように、実効性を確保するということは極めて重要なことでありまして、こうした点も踏まえて、金融審議会においては精力的な御議論がされているところでありまう。

論点整理におきましても、規制の対象外とするか否かという基準ではないものの、保険会社と異なる規制を導入する際のメルクマールとして、事業規模に関して基準を設ける際に、事業分割による規制の潜脱の防止について何らかの工夫が必要となるというふうにご承知をいただいているところでございますので、こうした議論も含めてさらに深めて、そし

て金融審議会の結果も踏まえて、私どもとしても、これも重要な論点であるというふうに考えておりますので、そうした論点も踏まえて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○平岡委員 中身の話は時間がないのでこれでおしまいにしますけれども、これからどういうふうに進めていくのかについて、二、三、質問してみたいと思うんです。

十月五日には、論点整理されたものについてパブリックコメントを求められましたけれども、今回さらなる論点整理ということが行われたこの部分については、さらにパブリックコメントを求めるという予定はあるんでしょうか、どうでしょう。

○伊藤国務大臣 お答えさせていただきます。

今御指摘の、さらに御議論いただきたい論点は、今まで寄せられた一般の方々からの意見募集の結果を踏まえて、今後さらに必要となる検討の材料として金融審議会第二部会に提示されたものでありますので、同部会においてはこれらの論点について再度意見募集を行う予定はないというふうに承知をいたしております。

○平岡委員 パブリックコメントについて言うと、さらにまた法案の段階でやるという可能性もあったりするのはいい判断があらうかと思えますかというのはいろいろな判断があらうかと思えますから、そこはある程度の皆さんの判断に任せるといって、やがていっていいというふうな意見を吸い上げていくというふうな考えでやっていますから、これからは非常に大切なことだと思っております。

○伊藤国務大臣 今金融審議会においては精力的

に御議論をいただいているところでございまして、基本的には年内を目途に報告書をまとめたいただきたい、こういうお願いをさせていただきながら、今真剣な御議論をいただいているところでございます。

こうした段階にありますので、どの段階で関係法律の提出をすることができると、そのことを今申し上げられる段階ではないというふうに思っておりますが、委員から御指摘をされているように、また私も副大臣時代から、この無認可共済の問題は大変重要な問題であり早期に対応していかねばいけないという問題意識を持っておりまして、金融審議会の検討結果を踏まえて、私どもとして、どのような対応ができるか、真剣に考えていきたい、検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○平岡委員 金融審議会の結果を早く出して、そしてそれに対応する制度的手当てをするということも当然大切なことなので頑張ってくださいと思いますし、それともう一つは、この制度改正とは関係なく、今実質的に保険業法違反になっているような行為に対しても、しっかりと情報連絡、通報というところを通じ、そして取り締まり等も法に照らした適切な取り締まりを行っていくというところについてもぜひお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○金田委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。本日、一般質疑の機会を得られました。私の方から、二、三御質問をさせていただきたいと思っております。

四月の二十三日でございましたが、私は、当委員会におきまして保険業法三百条一項六号、比較販売の禁止規制につきまして取り上げました。いわゆる銀行窓庫の問題でございます。そこで、規制による護送船団行政が、結果として消費者、契約者の利益を十分に反映していないという保険市場の現状を生んでいるのではないかと、これを指摘させていただきましたが、本日も、保険と規

制という点にしまして質疑を行います。

まず最初に、一つ目に、普通死亡保険金のことについてお聞きをしたいと思っております。

この問題につきましては、実は私は、五月の二十六日、当委員会におきまして質問を予定しておりましたが、その日は急遽UJホールディングスの決算問題につきまして質問することになりました。時間がなくなりました経緯がございまして、一部触れたにとどまっております。改めて取り上げたいと思っております。

私自身、かつて、この国会に来る前は上場企業の役員をしておりまして、数が多いというわけではございませんが、経営者の中には高額の保険のニーズというものがございまして、この高額の生命保険、これが現実、現状では一社で加入できる死亡保険というものの対しましては限度があると聞いております。

そこで、保険業法の施行規則を見ますと、保険業法施行規則十一号四号でこのように示されております。保険金の限度額が適正であること、この「限度額が適正であること」という具体的な審査基準というものはどういふものか、大臣、お尋ねいたします。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきます。

生命保険会社より商品の認可申請が行われた場合には、私どももいたしまして、契約内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、あるいは不当な差別的取り扱いをするものではないか、そして契約内容が公序良俗を害するものではないか、こうしたことが保険業法第五条に定める基準に適合するものであるか審査を行い、そして適当に認められるものについてこれを認可することといたしております。

保険業法施行規則第十一号第四号の「限度額が適正であること」の審査につきましては、あらかじめ具体的な上限額が定められているものではありませんが、死亡保険金の限度額にかかわる認可

申請が行われた際に、その内容が、モラルリスク、道徳的危険の排除について適切な検証を行っているか、保険数理が成り立つ一定規模の保険ニーズがあるかなど、保険契約者の保護、そして保険会社の経営の健全性の確保の観点から判断することといたしております。

○馬淵委員 今大臣は、上限は定められていないとおっしゃいました。保険会社があくまでモラルリスクというものの、保険数理を見合せて、のっとって判断しているということをお答えいただきましたが、実態として、現在日本で高額の生命保険に入ろうとする場合、一社で最高幾らまで入れるんでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人 一社当たりの死亡保険金の限度額でございますけれども、各社の事業方法書で決まっているということもございまして、各社の保険引き受け方針等によって異なり得るということでございます。

ということで、各社ばらつきがございまして、ございまして、私どもも承知している範囲では、定期保険等の死亡保険金の限度額につきましては、おおむね三億円とかあるいは五億円とかといったケースが多いと承知いたしております。

○馬淵委員 ばらつきがあるというふうにおっしゃっておりますが、普通死亡保険金の通算限度は、二年通算で五億、そして既契約の通算で七億、これが一つの限度額として、実際には大手生命保険会社の中では、その取り扱いには新既契約の取り扱いという形で定められています。私の手元には、ソニー生命あるいはオリックス生命、東京海上日動あんしん生命、明治安田生命保険等々ございまして、こちらはきれいに一列に横並びに、今申し上げたように、二年通算五億、そして既契約通算七億を限度という形になっております。

その「適正であること」というのは、先ほどの御指摘の中では、契約者の保護であったり、不当な差別を排除、あるいは公序良俗に照らし合わせてということでありまして、金融庁として、実際に審査をしていく段階で、これらの数値、今申し

上げた二年で五億、そしてこの七億という数値に
対しての指導ということとはされておられるん
でしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○伊藤國務大臣 この点は、先ほどお答えをさ
せていただいたように、個別の事例に基づき判断
をするものでありまして、その申請の内容が、モ
ラルリスクの排除について適切な検証を行って
いるか、あるいは保険数理が成り立つ一定規模の保
険ニーズがあるかなど、保険契約者の保護、そし
て保険会社の経営の健全性の確保、こうした観点
から審査を行い、申請された限度額に問題がない
と認められた場合に認可することとしたしている
ところでございます。

○馬淵委員 いや、大臣のお話ですと、一切の指
導はない、こういうことでよろしいのでしょうか。

○伊藤國務大臣 今答弁をさせていただいたよう
に、個別の事例に応じて審査をさせていただいて
いるということでございます。

○馬淵委員 個別の事例ということですが、それ
ぞれ個別の企業の資産内容や、当然ながらその保
険の残高等々、違ってくるわけです。しかしなが
ら、このように上限に関しては横一線である、横
並びになつてしまっている。つまり、「適正であ
ること」というこの施行規則の基準が、実は金融
庁そのものがある程度の裁量を持って定めさせて
いるのではないかという実態の反映ではないかと
私は感じるわけです。

こうした状況について、金融庁が、私は常々申
し上げている、裁量によって行政が行われてしま
うことをできるだけ取り除かねばならない。当然
ながら、契約者の保護というのは重要ですが、また、
消費者の保護に対して当局がしっかり目を光らす
ことは大事なわけでありまして、自由な競争市場、
この自由な市場を阻害してはならない。

お話の中では、一切数値的な指導は行っていな
い、こうお答えいただいたということではよろし
いんですね。

○伊藤國務大臣 先ほど来お答えをさせていただ
いているように、これは個別の事例ごとに私ども

として審査をさせていただいて、審査の基準につ
いてもお話をさせていただいたところでございま
す。重要なことは、保険契約者の保護、そして保
険会社の経営の健全性を確保するということが非
常に重要なことでありますから、こうした観点か
ら審査を行って、そして問題がなければ認可をさ
せていただいているところでございます。

また、私どもとしては、やはり各社が創意工夫
をして、そして利用者のニーズにこたえられるよ
うな商品開発がなされることも大変重要なことだ
というふうに考えておりますので、そうしたこと
に対する期待も持っております。そういったこと
が、先ほど委員が御指摘になられたように、何か
裁量行政をやるということでは全くありません
で、市場というものに健全に発展させていく、そ
のために私どもが果たさなければならぬ役割と
いうものをしっかりと果たしていかなければいけ
ない、そういう問題意識を持って行政に当たらせて
いただいているところでございます。

○馬淵委員 私も、大臣がおっしゃるように、各
企業がそれぞれのリスクを算出しながら消費者の
ニーズに合った商品開発を行っていくことは非常
に重要だと思えます。しかし、現実には、こうし
て高額死亡保険に関しては横並び一線になつて
しまっている。これはある意味では業界の怠慢とい
うこともあるのかもしれないんですが、一方で、
金融庁が何らかの形で規制なり指導という形
で、暗黙の中でそうした押さえ込んでいることが
あつてはならないと思うわけがあります。

なぜこのようなことを申し上げるかという点、
実は、一部の大口資産家、大口の投資家、資本家
という方々が、相続税対策等のために海外で生命
保険に加入するという実態を私は聞いておりま
す。このことについて、まず、金融庁としては把
握をされておられますでしょうか。

○伊藤國務大臣 日本に住所等を有する者等が日
本に支店等を設けない外国保険業者と保険契約を
締結する際に、保険業法上、契約者等の保護の観
点から、原則として金融庁の許可を要することと

されております。

このような海外の生命保険会社との契約につ
いては、当局として許可した事例はこれまで過去三
十年間に十一件ございまして、このうち個人が契
約の締結者であるものについては三件ございま
す。

○馬淵委員 今、十一件、そして個人については
三件おありだというふうにお話がありました。が、
今どういう実態が生まれつつあるか。

もちろん、これは大口の資本家ですから、数が
多いというわけではないかもしれませんが。しかし、
その金額というのは相当なものになります。大口
の資産家、資本家の皆さん方が節税を考える、相
続税対策などのために、それこそ海外の大手生命
保険会社がファーストクラスで健康診断に海外へ
行かせる、そしてそこで保険契約を締結させて
帰つてこられる。こうしたビジネスのモデルが現
に存在し、こうした契約が実態上行われている。
このケースは、まず、先ほどの御指摘の中にあつ
た総理大臣の認可もない話であるとすれば、これ
は業法違反となりますでしょうか。

○伊藤國務大臣 お答えをさせていただきます。
日本に住所等を有する者等が日本に支店等を有
しない外国保険業者と保険契約を締結する際に
は、保険業法百八十六条第二項において、契約者
等の保護の観点等から、原則として金融庁の許可
を要することとされているところであります。こ
うした契約について許可の申請があつた場合に
は、保険業法百八十六条第三項各号に規定される
許可をしてはならない要件に該当しないものにつ
いては、当局としては許可を行うこととなるわけ
であります。

一方、当局の許可を得ずに当該保険契約の締結
を行った海外の生命保険会社は、保険業法百八十
六条第一項違反となるとともに、契約締結者も同
条第二項違反となります。日本に支店等を設けな
い外国保険会社は当局の監督の対象外であり、そ
の取引実態の詳細を把握することは限界がありま
すが、当局といたしましては、実態把握に努め、

適切に対処してまいりたいと考えているところで
ございます。

○馬淵委員 御指摘いただきましたように、百八
十六条でこれは規定をされていて、私が先ほど申
し上げたような例は違反になる、業法違反となる。
そして、業法違反の場合、日本に支店を有してい
ない会社ですから、管轄外となります。この管轄
外の保険会社にも当然ながら過料が科される、そ
して申込者にも過料が科されるということでは
ね。この過料に関しては、業法違反というところで
三百三十七条の一項で五十万円という過料になつ
ています。

いいですか。五億円では足りないという投資家、
資本家が現実にはいらつしやるんです。こうした
方々が、それこそ大変な金額の保険に入るために、
そしてこれを相続税対策のために、海外に行つて
海外で保険に加入してくるようなことをされてい
る方々に対して、それをやっちゃだめですよとい
うことで過料を科している。これが罰則規定とし
てあるわけです。

しかし、金額が五十万円です。私が申し上げた
いは、果たしてこれが抑止力になるんでしょう
か。上限規制はしていないとおっしゃっておられ
ますが、現実には横並び一線となつています。そ
して、消費者のニーズはもっと高いところにあるに
もかわらず、保険業界自体の怠慢もあります。が、
高額の死亡保険をつくることがない状況の中で、
海外に行つて保険に入つてこられる。その過料は
わずか五十万。何億、十億、二十億という単位の
保険に入つてこられる方もいらつしやるようで
す。この抑止力。つまり、私が申し上げているの
は、そうした市場を見ずにこのままで放置してい
る状況で、果たして、先ほど来大臣がおっしゃる
ような市場の健全性を図るための抑止力となり得
るんでしょうか。どうですか、お答えください。

○伊藤國務大臣 お答えをさせていただきます。い
います。
保険業法上は、契約者保護等の観点から、日本
に支店等を設けない外国保険業者に対し保険契約

の申し込みをしようとする者は、原則として金融庁から許可を受ける必要があることとされておられ、許可なくこうした保険契約の申し込みをした場合には、今委員から御紹介がございましたように、罰則が科されることとされているところでございます。

当該の罰則は、業規制の対象となる事業者ではなくて、許可なく保険契約を締結した一般人を対象として、その義務を怠った者を罰するものであります。そして、罰則の軽重については、一般論として申し上げれば、これは対象となる者の属性や我が国保険市場に与える影響、他の罰則との平仄等を総合的に勘案して定められるものと考えております。

○馬淵委員 何億も保険に入って、何とかこれで相続税対策にというように考えておられる方がたくさんいるとは言いませんよ、でも、そういう方のお考えの方が現実に行って高額保険に入っておられる。しかし、過料は五十万だといえ、これが果たして抑止力になるのか。よく勘案して、思料してこれを定めてあるとおっしゃっています。が、とても市場の健全化のために勘案した結果とは私には思えない気がいたします。

このような実態について適切な対策を講じることなく、限度額の問題を保険業界の問題だとするのは、金融庁にとってこれは大変怠慢ではないのかと私自身は感じます。こうした保険というものは、自己責任において信用リスクを自分で管理して、自分に必要な保証額を購入できるというものが本来の保険市場のあるべき姿ではないかということをお私に申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

今、資産家対象のお話をさせていただきましたが、もう一つは庶民の問題について、先ほど先輩の平岡議員からもお話がありました共済保険についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。保険業界が、先ほど申し上げたように、目に見えない規制の中で市場がゆがんでいるのではないのか。現実には、保険の契約数というのは低下し

ています。一方で、契約数が伸びているのは共済保険であります。共済は消費者のニーズを反映しない保険に対するアンチテーゼとも言えるのかもしれない。そして、その中で無認可共済、これは先ほど先輩の平岡委員の話にもありましたように、金融審の第二部会で規制が検討されているというところでもあります。

最初に私の方でお伝えをしておきたいのは、誤解のなきようにお伝えをしておきたいのは、私自身は、共済の名をかりた悪質な詐欺まがいの募集行為、これは厳格に取り締まりを行うべきであると考えていますし、消費者保護、契約者保護のためには一定の法的規制というものは必要だと考えています。

しかし、今回のこの機会にあえて申し上げますれば、共済の規制についてより慎重な検討をすべきだと私は思っております。といいますのも、共済というのは長い歴史を有しており、資本の論理に基づく保険業とは違って、相互扶助の精神であります。常々私も申し上げておりますが、個の自立と共生というものが現代のキーワードになつていくであろう。その自立と共生という理念から考えれば、この共済という制度は決してゆがめてはならない、守らねばならない制度だというふうにも考えています。

かつて、竹中大臣が、前大臣でいらつしやいました竹中さんが、本委員会において、この共済問題につきましてこうした御答弁をされております。これは私どもの仲間の議員の質問に対して、当時、竹中前大臣は「一律に横の規制を課すというのはこれまたやはり難しい面もあるのではないかな、その意味での慎重さは必要なのではないかなという気もいたします。」とお答えされております。

伊藤大臣、新任の大臣となられまして、まず、この竹中前大臣の見解につきまして、伊藤大臣もお変わりはないかということをお尋ねさせていただきます。

○伊藤内閣府大臣 無認可共済の問題は、先ほど平岡委員の方からも御指摘があり、委員からの御指

摘というのは幾つか大変重要な論点の問題であつたというふうに思います。一方で、今委員から御指摘ありましたように、この共済というのは相互扶助の精神のもとに、相互扶助を目的として共済が行われていて、それは日本社会の中で非常に大きな役割を果たしていることも事実だということに思っております。

実際に、金融審議会の議論においても、あるいはパブリックコメントにおいても、はじめに共済の目的を持つてなされている共済についてはほかの共済とは区別をして考えてもらいたい、こういう意見も寄せられていてございまして、したがって、根拠のない共済のあり方についてどういうふうな今後の対応を考えていったらいいのかというのは、大変これは難しい問題が幾つもあるということも承知をいたしております。

だからこそ金融審議会においても精力的な御議論をいただいているところでございまして、私どもも、そうした御議論あるいはパブリックコメントによつて寄せられた一般の方々からの意見というものが踏まえて、慎重に検討して、この問題に対する対応というものを考えていきたいというふうにも思っているところであります。

○馬淵委員 伊藤大臣も、竹中さん同様、共済というものはしっかりと守るべき部分もある、こういうお答えをいただいたと思っております。

金融庁の方では、金融審の議論がようやく詰めで来るというところではありますが、先ほど大臣も御指摘がありましたホームページには、根拠法のない共済については呼びかけをして注意喚起をしている、こうおっしゃっております。「根拠法のない共済への加入を検討される際には、保険会社との制度上の違いについても留意し、その財務及び業務の健全性等についても確認されることが重要です。」これが呼びかけだ、注意の喚起だ、こうおっしゃっているのだと思うんですが、私から見れば、この共済問題については、むしろ、金融庁が自分たちの管轄外だということで、今まで余りにも関係ないと言わんばかりの姿勢ではな

かつたのかなと。そして、ホームページにこうした文書で注意を喚起しているとおっしゃっていますが、これで呼びかけているんだというのでは、余りにも消費者、契約者に対しては冷た過ぎやしないかという気が私はするのであります。

これらを見ますと、根拠法のない共済というのは金融庁の監督下にはないんだから自分たちとは無関係だ、こう今まで御指摘をされてきたという感じがして仕方がないんですが、今ようやく金融審の中で詰めた入ったということでもありますが、この金融審の中で詰めていくというところで、まず、この共済が保険業法の保険業に当たるかどうかというところが非常に問題になっていくわけでありまして。

先週、私はこの場所で、信託の受益権の販売に對しまして、反復継続性を持つ業、これはどこが判断するのかということ、金融庁だということでお話がありましたが、無認可共済を行う者が保険業か否かの判断、これに関しては保険業法の第二条「不特定の者」というところに当たるか否かの判断、これは金融庁がされる。そして、それはどういふことをもって判断されるかということについてお尋ねします。

○伊藤内閣府大臣 お答えをさせていただきます。

今御指摘がございましたように、不特定の者を対象としているか否か、ここが大変重要なポイントでありますので、これがどうかという判断基準でありますけれども、当該団体の組織化の程度、これは構成員の団体帰属にかかわる意識性、難易度の程度、さらに当該団体の本来事業の実施の程度などをもって個別具体的に判断される必要があると私どもは考えているところでございます。

○馬淵委員 その特定の者に対して今個別具体的な判断が必要だというお話でありましたが、保険業を、違反を行っている根拠法のない共済に対して警告を発したり、あるいは業務停止を指導したり、場合によっては保険業法違反ということで告

発ということ、これについては金融庁は取り組みをされてこられましたでしょうか。先ほどのお話では、捜査当局への通報ということでありました。金融庁自身が、告発等、保険業法の違反ということに対しての主体的な行動というのはいかがですか。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきますと思います。

従来から、私どもといたしましては、保険業法に抵触するような無認可共済については、財務局や関係団体とも連携をとりながら、協力をしながら、その情報収集に努めてきたところであります。しかしながら、保険業法の適用のない共済について、金融庁は規制、監督権限を有しておりません。これらに対する捜査、取り締まりは司法警察当局の所掌となっており、金融庁として実態を把握し、その実態に基づいて対応することについてある種の限界があることについては御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、告発を行うかどうかにつきましては、不特定の判断に加えて、事案の悪質性、そして金融行政の目的遂行の確保、さらには、一般国民または私企業の処罰を求めることの重大性等を総合的に勘案し、個々の具体的な事例に応じて個別に判断する必要があると考えているところでございます。

○馬淵委員 すべての私人を管理監督下に置いて、それに目を光らせるということは、とても無理であります。それは十分理解をしていますが、金融庁がやはり情報を収集される窓口となるわけですね。そして、もちろん、それは警察に対して通報をするということでは権限が及ばないんだというお話でもありますが、一方で、一般論であります、刑事訴訟法上の公務員の告発義務というものもございいます。

金融庁が主体的に情報を取得して、そして、それに対して、業法違反なわけでありますから、業法違反に対して、みずからの立場で第三者として告発をしていく。言いかえれば、これは、告発義務

務というようものを今後も課していくというような考え方も一方であるのではないかと私は考えるわけでありますが、そのような金融庁の今後の業法違反に対しての姿勢というものについて再度お答えをいただきたいと思ひます。

○伊藤国務大臣 先ほどお答弁をさせていただいたように、私どもとしては、規制、監督の権限を有しておりませんので、そのためにある種の限界があります。

しかし、保険業法に抵触するような事実が確認できれば、法令に基づき、私どもとして適切な対応をさせていただかないといけないというふうに思っておりますし、また、私どもが関係機関と連携をして、問題のある無認可共済についてしかるべき対応をしていく、そのための情報収集に努めていくということも非常に重要なことでありますから、今ある枠組みの中で、最大限、私どもとしても、契約者保護という観点から適切な対応をしていきたいと考えているところでございます。

○馬淵委員 もう時間も余りありませんので、ちよつと違った観点で、もう一点お伺いをしたいと思います。

保険業法違反か否かという判断のところで、先ほど特定の者とするのことに關しての判断は個別でさまざまな観点があるというお話がありました。が、今後何らかの形の規制を考へていくときに、明らかに保険業とみなされる者であるならば、これはそれなりの規制をかける、そして、そうではない者に対しては、共済のよさも考えながら、緩やかにするんではないかと、もう一段階違った規制を考へていくというお話であつたというふうに理解しております。

しかし、特定の者に対する判断というのは、今個別個別だとおっしゃいましたが、これに対して具体的なガイドライン、これは今日までも十分に作り得たのではないかと。このガイドライン、特定の者についての判断のガイドライン、基準というものを、今回のこの規制の中でつくらねばならないということではなく、金融庁自身が保険業

法で規制する中でこのガイドラインというものを当然ながらにして持てるものではなかったのかと私は考えるわけであります。

特定のガイドラインを設置していく、具体的に設置していくということが、今回の金融審の中で盛り込んでいかれるかということ、大臣、お答えいただけますでしょうか。

○伊藤国務大臣 不特定の者を対象にしているか否かについては、先ほどお答弁させていただいたように、これは個別具体的に判断される必要がある。したがって、現行法のもとで一律にガイドラインのような判断基準を示すことは、これは慎重な検討が必要ではないかと私どもは考えているところでございます。

しかし、この無認可共済の問題につきましては、先ほど来議論になっております金融審議会の論点整理において、委員が御指摘をされた具体的な基準の必要性に關して、特定性に着目をして保険会社に対する規制と異なる規制を導入する場合、特定性に着目した無認可共済と保険業との区分が容易でなくなつた状況が踏まえ、両者を分ける特定性について、例えば団体への加入の要件や他の活動との関連、保険契約募集の態様、事業規模などに關して一定の具体的な基準を設けることも検討する旨の記述があるところでございます。

こうしたことも踏まえて金融審議会では今後も精力的な議論が行われてまいりますので、金融審議会での議論、そして検討結果を踏まえて、私どもとしても、どのような対応ができるのか、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○馬淵委員 もう時間もありませんが、最後に一点だけ。

今のお話のようなガイドラインといひますか、方向性を持つて進めていくことを考へたときに、やはり契約者の保護ということを考へたときに、いかに社会的な影響が大なるかを考へるべきである。そのときに、特定の者、不特定の者ということも一つの要件ではありますが、考へ方とし

ては、その規模というものも非常に重要ではないかと考へるわけです。イギリスなどでは、こうした保険に対しては、その純資産の規模によつて規制を緩和するといった考へ方があります。これもパブリックコメントの中にも一部ありましたが、こうした規模の区分で考へていくというのは、私は非常に合理的であるというふうに考へますが、大臣のお考へはいかがでしょうか。これをお答えいただきますして、私の質問とさせていただきます。

○伊藤国務大臣 先ほどの論点整理の中でも、無認可共済と保険業との区分が容易でなくなつたある現状を踏まえて、両者を分ける特定性について、御指摘の事業規模、保険契約者数等の観点も含めて、一定の具体的な基準を設けることも検討する旨の記述があるところでございます。こうした御議論を踏まえてさらに金融審議会の中で議論を深められていくというふうに考へておりますので、そうした議論を踏まえながら、私どもとして、どのような対応ができるのか、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○馬淵委員 規模の問題というものは非常に重要な観点だと私は思ひますので、ぜひ金融審議会の中で直截な議論をしていただきたいというふうに思ひます。

どうもありがとうございました。

○金田委員長 次に、岩國哲人君。

○岩國委員 おはようございます。民主党の岩國哲人でございます。

金融庁と財務省、それぞれの大臣に質問させていただきます。

けさは、小林、平岡、それから今の馬淵、それぞれの三人の委員から、こうした金融庁の検査体制についての懸念あるいは欠陥、そういったことについての発言、質問がございました。私もその延長になりますけれども、今、信託業法あるいは先物取引、次々と新しい法律がつくられ、あるいは改正され、そうした民間の投資家の便宜を図るという目的のもとに、いろいろな業者の活動範囲

が広げられ、あるいは新しい参入が認められ、そして新商品の許可が大きく緩和される、こういう流れにあります。

一般に言う規制緩和、ディレギュレーションという流れの中にあるわけですが、私は、そういう世界に三十年間、世界のお金の顔を見て、世界のお金の流れを見ておりましたけれども、今は、ディレギュレーションよりもリレギュレーション、再規制の時代に来ているんじゃないか、そういう認識を持っております。一周おくれで、こんどこんど規制を緩和する。その結果として、業者の不正がどんどんふえている、そして、弱小の投資家が犠牲にされる。そういうことを今はストップする、そのためには、規制緩和ではなくて規制強化の流れに踏み込むべきではないか、私はそのような認識を持っております。

一つの事例を申し上げますと、例えば、銀行、保険、証券、この三つに分けて、最近、いろいろな顧客とのトラブル、そしてそれが裁判された、訴訟になっている。この訴訟の件数、この十五年間に銀行について訴訟件数は幾らから幾らにふえたのか。銀行、保険、証券について、この三つの分野について、顧客との取引をめぐる訴訟だと、これが十五年間にそれぞれどれくらいふえているか、端的にお答えいただけますか。

○佐藤政府参考人 金融機関をめぐる訴訟の件数でございますが、まず都市銀行でございます。

主要十一行のベースで調べましたところ、可能な範囲で調べたわけでございますけれども、係争中の訴訟件数が、平成十四年度末で九百八十件、十五年度末で九百九件でございます。それから、訴訟が終結した件数でございますけれども、十四年度で一千三十六件、十五年度で八百七十二件。今度新たに提起された訴訟でございますけれども、十四年度で八百二十二件、十五年度で八百一件という数字でございます。

それから次に、保険会社でございます。大手の生命保険会社四社について調べたところでございますけれども、係争中の訴訟件数は、平

成十四年度末で二百三件、十五年度末は二百二十二件でございます。また、終結した件数でございますけれども、十四年度に終結したものが九十九件、十五年度は百二十件ということになっております。次に、新たに訴訟となった件数でございますが、十四年度で百五十件、十五年度で百三十九件ということでございます。

次に、損害保険会社でございますが、これは大手の二社で調べたわけでございますけれども、係争中の訴訟件数は、十四年度末で九百五十四件、十五年度末に一千七十五件という数字になってございます。

さらに、証券会社でございますけれども、これは大手三社で調べたわけでございますが、係争中の訴訟件数は、十四年度末で二百三十四件、十五年度末は百七十九件でございます。次に、終結した件数でございますけれども、十四年度が百四十四件、十五年度百六十七件。また、新しく訴訟になった件数でございますが、十四年度に百五十三件、十五年度が百十二件、こういう数字でございます。

〔委員長退席、鈴木(後)委員長代理着席〕

○岩國委員 私がお伺いしたのは、十五年間にどのようにふえたか。十五年前の水準と現在の水準と比較して、訴訟はほとんど減っているかどうか。法が整備され、金融庁の仕事が軌道に乗り、結果としてこういう顧客との取引はどれだけ減ったのか。十五年前の水準と今と比べてどうなんですか、お答えください。

○佐藤政府参考人 大変恐れ入ります。昨日御質問の通告をいただきました、みんなで手を合わせて一生懸命徹夜をして調べたところでございまして、十五年前の計数についてはなかなか把握し切れないということで、今申し上げたようなお答えをさせていただきます。

○岩國委員 それじゃ時間のむだじゃありませんか、十五年前の数字のかわりに去年の数字だけずらずら並べられても。私が知っていたのは、こうした大きな時代の

流れの中で、日本のそうした投資家あるいは取引先とこういう金融機関との間に、最近のUFJのようないろいろなトラブルもあります、金融機関の営業態度、いわゆるお行儀が相当悪くなっているんじゃないかという声がある数字にあらわれてきているんじゃないか、そういう懸念から私はお伺いしているわけです。

金融庁自身が、通告を受けたから一生懸命調べてみた。こういう問題意識が完全に欠落しておるんじゃないか。十五年前は、決してすべてが行儀がよく、お客さんも満足という時代ではなかったとは思いますが、しかし、大きな時代の流れが、今、日本の国会に、法律に何を必要としているのか。前へ進む法律なのか、後ろへ進む法律なのか、右へ行つてほしいのか、それを判断し、的確な認識を持つためにはこういう数字が必要じゃないか。

伊藤大臣は、毎日のように適切適切とおっしゃっている。しかし、大臣が適切とおっしゃるたびに不適切な事例がどんどんどんどんふえているんです。こんな言いかけんな国会や議論というのは、私は何の役にも立たないと思う。もう少し、そういう訴訟の件数はどこから起きているのか、そして、金融機関を監督し、検査し、指導する立場にあるならば、どういうところに目をつけて検査しなければならぬのか、それをやるべきじゃないか、大臣。

例えば外為法違反。ロッキード事件で有名になりました外為法違反。この十五年間に外為法違反で指導を受けた、摘発された、指摘を受けた、あるいは起訴された、裁判に絡んだ、こういう外為法違反の事例というのは、この十五年間に幾らありましたか。その中にUFJも入っていましたかどうか。まずそれが一点。

二番目に、よく連帯保証で、この委員会でも取り上げられておりますし、予算委員会でも取り上げられましたけれども、印鑑の偽造、署名の偽造。こういったことが銀行員によって行われている、これが随分最近にはふえているようです。裁判にも

なっております。こうした印鑑、署名の不正使用、本人あるいは連帯保証人の印鑑、署名を偽造している。

一番目は外為法違反の事例はこの十五年間に件数としてどれだけあったのか、二番目に印鑑、署名の不正使用、これが金融庁の検査で指摘されたのはどれくらいあったのか、それぞれ件数でお答えください。

○西原政府参考人 当方の検査におきましては、外為法の関係は所管しておりませんので、外為法の関係の指摘事例がどのくらいあったかということとは、我々の検査の対象外でございますので、お答えは差し控させていただきます。

一方で、偽造等云々ということでございますが、そういった観点からはこれまでの件数というのは具体的には把握しておりませんが、実際に、そういういろいろな問題がある事例につきましては、やはりこれは法令等遵守の体制が不備であるというような観点から、いわゆるコンプライアンスの問題ですが、そういった点に問題はなにかどうか、あるいは事務リスクの管理がしっかり行き届いているかどうか、こういう観点からはしっかり検査をしておりますので、そこで具体的に指摘をしていくような体制をとっております。

特に、今おっしゃられましたような、いろいろな説明体制が不十分であるという個人あるいは利用者の保護が不十分であるというようなケース、これは、我々としては、昨年度から重点事項の検査項目に挙げておまして、そういったところに力を入れて努めているところでございます。

○岩國委員 それじゃ、外為法違反は財務省で検査しておりますか。だれが検査しているんですか。一つの銀行の営業姿勢、あるいは経営方針というのが適切かどうかということを検査するのはどこなんでしょうか。それじゃ、あの法律で日銀が、あの法律で財務省が、あの法律で国税庁が、あの法律で金融庁がと、みんな頭をなでたりしっぱをさわたり足の長さははかったり、そういう

ことをやっているということですか。分業体制でやっておつて、総合的に銀行の経営者として適切な経営をやつておると、その適切という言葉が使えるような検査体制はどことが責任を持つてやっているんですか。

○西原政府参考人 外為法上の立入検査権限ですが、これにつきましては財務大臣または経済産業大臣にございます。

○岩國委員 谷垣財務大臣は今の私の一問一答を聞いておられたと思います。それに対して余りお顔に反応らしいものが全然出てこなかったんですね。私はびっくりしております。外為法違反と言つたら、びくつとされるのが本当は普通じゃないかと思うんです。まるで他人事のような、全く感動のない形で、そこでこの議論を聞いていらつしやつて。

では、外為法違反について、この大手の都市銀行という範疇で結構です、先ほどの十一行でも結構です、この十一行の中にこの十五年間に外為法違反というのはどれぐらいあったんですか。

○谷垣国務大臣 外為法という言葉が聞こえましたのでざくりとして座つておりましたが、過去ののぐらゐの違反件数、金融機関に違反件数があつたかは、突然のお尋ねですので、今手元に数字は持ち合わせておりません。

○岩國委員 突然のお尋ねというのが国会の原則なんです。その原則を破つてまで、私は昨日通告してあるんです。それでも出てこないということ、は、突然でも出てこないし、前もって出てこないし、どうやたら出てくるんですか。

（鈴木（俊）委員長代理退席、委員長着席）
○谷垣国務大臣 私どもに御通告があつたとは承知しておりませんが、これは調べさせたいと思つております。

○岩國委員 きこのう私は来ていただいて、十五年間の銀行、保険、証券、くくりやすいくくり方でいいから、それで質問のための資料をいただききたい。ゆうべ、結局私の手元に資料は来ませんでした。ですから、今ここで私は質問いたします。

それでは、個別銀行について伺いますけれども、今金融庁から告発を受けているU F J、このU F Jの営業方針あるいは資料隠し、こういったことについて既に裁判でも取り上げられているでしょう。平成七年にモルガン・スタンレーの最高責任者の資産を三和銀行が不正な手段でもって収奪している、結果的にそこには外為法違反が行われているでしょう。本人が外国に行つていての時期に本人の署名でそういった外国への送金が行われ、帰国してみたら自分の残高からお金がなくなつてくる。こういう、本人が日本にいないときに外国への送金が行われるというのは、一番初歩的な違反じゃないかと私は思うんです。

これは平成七年に既に裁判が行われ、平成十四年に結審しておりますけれども、この七年間に三和銀行及びU F Jに対して何回検査に入りましたか。金融庁、お答えください。これも通告してありますよ。

○西原政府参考人 お答えいたします。

旧三和銀行、現在のU F J銀行、合わせた検査の実施状況ですが、平成七年、これは一九九五年になるとありますが、八月に検査を実施しまして、それ以降、昨年の八月に立ち入つたものを含めまして四回ございます。現在も立ち入りを開始させていたございましたので、今現在進行中ですが、五回目に入つて、こういう状況でございます。

○岩國委員 金融庁の検査では、外為法は、堂々と隣の部屋で行われておつてもそれは検査の対象ではないということのようですけれども、印鑑や署名の不正使用、これについてはこの四回の検査の中で指摘はあつたんですか、発見されたんですか。検査報告書というのは公表できますか。

○西原政府参考人 お答えいたします。

個別の金融機関における個別の取引に関する検査の有無あるいは検査結果、こういったものにつきましては、それを明らかにすることにつきましては、将来の我々の検査一般におきまして、正確な事実の把握を困難にするといったことなどの検査の実効性を損ねるおそれがあるというよう

なことから、答弁は差し控えていただいております。

ただ、一般論として申し上げますと、いろんな情報がありますと、金融機関に対する検査においては、そういった情報をもとに、業務の健全かつ適切な運営状況、これは法令違反等も含めてですが、そういう法令遵守状況も含めて、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から検査を実施させていただいていくことでございます。

○岩國委員 その検査報告書というのは、具体的な固有名称は別として、どの程度まで公開されているんですか。どういう時点で、どの程度まで公開されているのか。それから、検査を受けたそれぞれの銀行は、ディスクロージャーという観点から、それを株主あるいは取引先に公開しておるかどうか。それが一切、した方も公開しない、受けた方も公開しないでは、何のためにこれは、一般の取引先や株主に対して、危ない銀行なのか、行儀のいい銀行なのか、判断のしようがないじゃありませんか。どうぞ。

○西原政府参考人 検査結果について、どういうタイミングで、どういふような内容については公開できるのか、こういうお話でございました。

検査結果につきましては、例えば破綻金融機関、そういったことになった場合には、その原因たることにつきまして、そういった内容の結果について概要を発表させていただいております。

それからもう一つは、検査結果の中身といたしまして、いわゆる法令等遵守違反があるというようなことで、その結果としてその後行政処分に結びつくというようなケース、その場合には、その行政処分についての根拠となる、その前提となる検査内容について必要な範囲内において開示をさせていただいていくというのが現状でございます。

○岩國委員 こうしたいろんな関連法案がここで審議され、次々と活動範囲が広がるにつれて、検査体制の充実ということが私は非常に大切だと思ふんです。

ディレクションが進めば進むほど、そうした質、量ともに検査人員の充実、この点で伊藤大臣、今の検査体制は人数的にはどれぐらいで、そして、質と内容は問わないまでも、あとどれぐらいの人数をふやせば、大臣がほぼ適切な検査が行われておりますと、その適切という言葉が真実味を帯びて聞くことができるような体制というのは、あとどれぐらいふやせばいいんですか。単純に、今の検査人員の規模と、大臣がこまでは少なくとも目指したいと思われる数字と、二つの数字をお知らせください。

○伊藤国務大臣 検査の体制を充実していく、質、量ともに充実していくことは極めて重要であるという御指摘は、全くそのとおりだというふうに思っております。正しい金融行政を推進していくためにも、検査において事実認定をして、それに基づいた監督行政をやっていくことは非常に重要なことであります。この二年間金融行政に携わらせていただいて、それを痛切に感じてきたところでございます。

お尋ねの現在の人員でございすけれども、十六年度末で四百七十八名になっております。そして、委員から御指摘がございましたように、規制緩和等に伴つて展開する金融機関の新たな業務の実態というものを的確に把握していく、こうした観点からも、さらに検査体制の充実を図っていきたいというふうな考えておまして、平成十七年度においては三十五名の増員を要求しているところでございます。

現在、定員については大変厳しい事情がございすけれども、その中で、私どもとしては最大限の効果というものがなされるようにできるだけ取り組みをして、そして検査の実効性、効率性というものを確保していきたい、そのための努力をしていきたいというふうな考えております。

○岩國委員 検査体制が十分でございましたという時点まで、新しい法律をつくることとか新商品を確認することとか新しい業者を参入させるということは一切ストップしたらどうなんですか。

まるで順序が逆だと私は思うんです。とにかく緩和して、新商品を出して、そこでまたいろんな不正がどんどんふえて、それを追いかけて検査が行われて、いつも検査は十分な体制ができないでしょう。金融庁は検査人員をどんどんふやすために不正をふやしているとは私は言いません。しかし、結果としてそうなるんです。いろんな法律ができるたびに不正がふえて、訴訟がふえて、だからまた検査をふやさなきゃいかぬ。そして、一方では、追いかけたら、また今度は新しい法律ができてディレギュレーションが行われる。だから、私が申し上げたのは、もうアクセルを踏むのはやめたらどうですか、検査体制が十分追いつくまでは。

交通規制でいえば、ちゃんと交通規制をするお巡りさんの数が充実するまでは、むみやたらにスピード制限を取り外してみるとか、あるいは狭い道をどんどんいろんな車種を走らせる、無免許運転も結構ですよ、こんな感じで行われたら、迷惑するのは一般投資家でありマーケットだと思います。

そういう点について、大臣自身ももう少し具体的に、こしは三十五人だけれども、私は二百人ふやして、その時点だったらほぼすべての金融機関のお行儀はしっかりと見ることができそうです。(発言する者あり)問題は人数ではなくてリーダーシップだという声が聞こえましたけれども、私は、確かにこの場に座っておてそれを感じます。

アメリカのSECの初代長官はだれだったか、ケネディ大統領のお父さんです。その人はそんなに優秀な法律家だったのか、役人だったのか、全然そうじゃなかった。マーケットでいいかげんな情報を流したり、悪い口口を全部使っていたのがそのお父さんだったんです。ルーズベルト大統領はSECをつくって、だれを初代長官にするか、一番評判が悪い、あらゆる裏の口口を知っているケネディ大統領のお父さんを任命した。アメリカ人は、あつとびっくり。しかし、この人事は名人事だったんです。初代の長官としてやることは、

自分がやってきたことを一切やれないようにすることだった。アメリカのSECの栄光の歴史はそこから始まった。

こういう人事を、今の自民党の中にそういう悪い口口をいろいろとやっていらつしやる方があるやに聞いておりますから、決して自民党は人材に不足しているわけではないとは思っています。伊藤大臣の資質を今ここでどうこう言っているわけじゃありませんけれども、そういう考え方もあるということですが、マーケットという魔物と闘うためには、伊藤大臣はそういう経験が若干不足していらつしやるんじゃないか。また、検査陣容についても、もう少し人数をふやして、こういう新しい法律や新しい商品をふやすためのインフラ整備をやる必要がある、そのように御意見を私は申し上げ、次の質問に移させていただきます。

次に、谷垣大臣にお伺いいたしますけれども、こうした国の借金が七百二十九兆円ということ、テレビ、新聞等でもよく伝えられておりますけれども、これは今後の見通しとして、二〇五〇年ごろ、あるいは二〇二〇年というときでも結構ですけれども、国債の残高は今のままで、歳出カットも行わない、金利の変動もない、増税も行わない、すべて横ばいと前提した場合、二〇二〇年には国債の残高はどれぐらいになりますか。○谷垣国務大臣 二〇二〇年の試算というのは必ずしも私も持っておりませんが、私もどがつくっておりますのは、国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算、いわゆる資金繰り表とこのを出しております。

これは、将来における国債の償還財源見通しなどを展望するため、一定の仮定のもとに今後の国債整理基金の資金繰り状況を試算したものでございまして、これは平成十九年度までは予算委員会にお出しした、いわゆる後年度影響試算において一定の前提のもとに計算した歳出と税収等の差額が全部公債金で賄われると仮定いたしました。そして、平成二十年度以降は後年度影響試算の十九年度における差額と同額の新規国債発行が行わ

れるという仮定のもとに試算を行ったもの、これは二〇一七年度のものを出しております。二〇一七年度末の公債残高は九百四兆円ということになっております。

○岩國委員 九百四兆円ということですが、その三年先の二〇二〇年には、まず確実に、この試算を見ただけでも、一千兆円という大台に達する可能性が非常に大きいというふうな印象を私は受けました。

これは金利が二%という前提でなされたようですけれども、金利が二%じゃなくて、八百兆、九百兆、あるいは一千兆という国債が出てくるたびに、二%のままで長期金利があり得るはずがないと私は思います。過去三十年間の長期金利の平均金利を見ましても、五%を上回っております。当時は高度成長という時期を抱えておりましたから、必ずしも、これからの三十年、五十年ということを見た場合に、過去の経験そのものを当てはめるのはおかしいと思っておりますけれども、しかし、高度成長にはなかった大きな要素は、この多額の国債を抱えた経済という新しい時代に入るわけですから、五%以上の長期金利に達することは十分これまた考えられるわけです、高度成長ではなくても。

五%の金利と前提して、これからこの現在の七百兆円、あるいは二〇二〇年の一千兆円というものがいつになったら解消するとお考えですか。国債が消える日というのは日本にあり得るのかどうか。国債が消えるXデーというのは、二〇五〇年ですか、それとも二一〇〇年ですか、あるいは、Xデーは永久に来ないんですか。

○谷垣国務大臣 今委員から日本の国債を全部償還し終わるのは二〇五〇年かあるいは二一〇〇年かというお問いかけがございましたけれども、先ほど申し上げましたように、私も、まだそこまでの試算というのは正直申し上げてできておりません。

私も今持っておりますのは、たびたびこの委員会でも御答弁させていただきましたけれども、

も、二〇一〇年代初頭にいわゆるプライマリーバランスを回復するということを目標として、その後の世代にツケを送らない体質をつくらうということまでは視野に置いてやっておりますが、その先の考え方というのは、残念ながらまだ打ち出せていないのが現状でございます。

○岩國委員 十年の国債ということ、十年たったら現金でお返ししますというのが十年という国債なんですね。借金も、十年の借金というのは、十年後にはお金を返しますというのを借金というんです。国債というのは、国が同じことを言って十年間お金を借りることです。しかし、日本の国債は十年たつても返す返すこない。永久に繰り延べ、繰り延べ、繰り延べで、五十年たつても国債を皆さんのところに現金で返すというわけがない。ないからこそ、恐らくそういう試算ができないんじゃないかと思うんです。そういう試算ができるのであれば、私は、海外の投資家にも国内の投資家にも、ちゃんと……。

十年の国債、二十年の国債が仮にあるとすれば、いつ償還できるのか。つまり、日本の国債には償還という言葉はついていないけれども、償還という言葉が全然にじんでこないと思うんです。プライマリーバランスに到達した。じゃ、その後はどうなるのか。プライマリーバランスを達成することが国家的目的とは私は思いません。それは単なる財務省の一つの作業工程表であって、その先、国民経済的に見て、この大きな七百兆、八百兆、九百兆という国債がいつ消えるのか、いつ現金で皆さんの財布に返されるのか、そのめどさえも立たないんです。

財務大臣として、借金の仕方はどんどん訓練され上手になれるかもしれないけれども、返済するめどについては、頭の隅にも、胸の隅にも、腹の隅にも、どこにもないんです。自分が財務大臣である以上は、あるいは、自分たちが政権を持っている以上は、今、この国の借金は二〇五〇年には返したい、そういう願望さえもないんですか。願望があれば、ある程度大胆な試算を置いて、

そういうシミュレーションというのはつくるべきじゃないですか。いつ返すかの当てもないし、希望もないし、そういう試算も省内で一切しない、そういう現状ですか。

新聞に報道されておりましたけれども、外国で今度日本の国債市場についてのキャンペーンをされる、これは事実ですか。

○田野瀬副大臣 お答えいたします。

特に、海外向けの広報にしましては、従来より日本国債の種類や発行方法、制度等を紹介する日本国債ガイドブックの英語版や、その時々々の日本国債に関する施策等を紹介する日本国債ニュースレターの英語版の作成、配布、あるいはまた、海外投資家向けの財務省ホームページの充実等を実施してきたところでございます。

今後は海外向け広報の一層の充実を図るため、海外での広報活動についても検討してまいりたいと考えておりますが、現時点では、その具体的内容、実施時期あるいは場所等が確定しておるわけではございません。

○岩國委員 現時点ではそういう計画もないというところであれば、年度内に行われることはないというふうに理解してよろしいかどうか。

それから、海外でPRされるときに、日本の投資家はこういう商品を買っておりますよという説明だけに行かれるのか。海外の大手の機関投資家を集めて意味のある説明会、私もそういうことをずっと経験しておりましたけれども、そういうときに、海外の投資家向けの国債、ドル建てであるいは円建てで、あるいは期間を向こうの投資家に合わせたような、時にはクーポンつきまたはクーポンのないゼロクーポン型、そういう海外の投資家、日本の国債に対する海外投資家の比率が非常に低いということは、これは国際的に見ても際立っていますし、またそれを財務省としても意識していられたいと思いますけれども、海外の投資家の比率を高めるために何らかの工夫が行われているのかどうか、商品のデザインの上で。そういう検討はどこまで進んでいるのか。進んでいる

としたら、一、二、端的にどういうタイプのものをこれから考えておられるのか、それを御説明いただかせんか。

○田野瀬副大臣 海外広報の時期についてでございますが、先ほど申し上げましたように、実施時期あるいは場所等が確定しておるわけではございません。したがって、年内にやるという計画もございませんことを……（岩國委員「年度内」と呼ぶ）年度内に行うことがないということも御理解いただきたいと思います。

さらに、御質問いただきました、海外向けにどんな商品をこれから出していくのかというお問い合わせでございます。

国債の安定消化を確保する上で、国債保有者層の多様化を図ることは重要な課題と私も考えておりました、こういう観点から、従来より、保有割合が相対的に低い海外部門等の保有促進に努めてきたところでございます。特に、海外部門の保有促進という観点からは、海外投資家が日本国債を保有しやすい環境を整備することを目的として、平成十一年度以降、数次の税制改正により、海外投資家が保有する利付国債の利子非課税制度等の税制優遇措置を策定、拡充してきておるところでございます。

以上でございます。

○岩國委員 大臣が先ほど将来的なシミュレーション、どこの会社でも、日立の社長でも東芝の社長でも、海外の投資家と会うときには、この十五年物のストレートボンドは、あるいは転換社債は、どういう収益の見通しによって裏づけられて返済は可能でありますか、この一番大事なポイントを言えないような発行主体というのは、まず機関投資家があれまして投資しないわけですね。どなたが海外のマーケットに説明に行かれるのかわかりませんけれども、マーケットの仕組みや、ぜひ投資していただきたいという熱意の披露だけでは外国を納得させることはできないと思います。

どんどんどんどん右肩上がりにふえる一方で、

結局、十年物、二十年物、三十年物を出したとしても、永久にこれが現金として償還される可能性はほとんどない、そういう国債を私は長期国債と呼ぶべきではないと思うんです。それは永久に返されない、それは永久国債と言われるんです。それは、最初から正直に永久国債として発行された例は外国でいろいろあります、イギリスを初めとして。

私が言いたいのは、永久国債を発行するということも考えるべきなんです。十年物、十五年物とか期間を区切りながら、その都度、結果的にはうそになる。うその繰り返しをするよりは、最初から永久国債というものもブレンドしながら、そういうものも国債の管理政策の中に組み入れていくということが必要じゃありませんか。

二番目に、日銀に大量に買わせている、世界的にも日銀は国債に対する関与度が非常に強いわけなんです。銀行券の発行残高とほとんど同じぐらいを、腹いっぱい国債を抱える。つまり、日銀を経由して現金を調達している、これは国債の迂回発行ではないかと私は思います、マーケットで直接消化することもなしに。するとすれば、永久国債を考えるか。

そして、永久国債に金利をつけると、この利子の負担が十五兆、二十兆、三十兆とどんどんどんふえていきます。私の計算では二〇五〇年には国債残高は四千兆円。四千兆円に対して、利率がそのときに二%でおさまってくればいい方ですけれども、仮に低く見積もって二%とすれば、利払いだけで八十兆円です。今の予算の八十兆円全部が右から左に利払いの方に使われてしまふ。ということとは、総理大臣から市役所の職員も、あるいは我々国会議員も、全部、給料ゼロになるんです、利払いのために。八十兆円全部が、国の予算は日本銀行やその他の国債の投資家に払わなきゃいけません。利払いのために国家予算が空洞化して、そしてすべての公務員、我々国会議員も給料を一銭も受け取ることができない、そういうシナリオになるんです。我々すべてボランティア、

国を挙げてのボランティア、世界で冠たるボランティア国家がそのときに完成するんです。利払いのために全部の税収をささげなきゃならぬということになりますから。こういうことにはならないというシナリオはありませんか。

そういう恐ろしい時代は来ないんだ、二〇七五年にちゃんとこういうふうなこういう前提を使えば。例えば消費税を一〇%にする。こんなことは政治家として口にすることもばからなきゃありませんけれども、どういう前提を置いたらこれが償還できるのか。永久国債も発行しない、そして、利子を払わない、そういう形の政府紙幣、私はこれを取り上げましたけれども、政府紙幣ということも真剣に考えるときに来ているんじゃないですか。返さない、返せない国債を発行するよりは、永久国債を考えるか、政府紙幣というものの発行を位置づけて国の今の危機を乗り越えていくのか。そういうことについて研究はしておられますか。大臣、お答えください。

○谷垣国務大臣 政府紙幣の発行について、年来委員が御持論で主張しておられることは、私どももよく承知しております。

もちろん、私どもも、どうやって財政再建をしていくかということは我々にとって最大の関心事でありますから、国債の消化等、いろいろな手段を考えているわけですが、ただ、委員のおっしゃった政府紙幣の発行、これは経済的には、先ほど委員がおっしゃいました永久国債というんでしょうか、無利子、無期限の国債を発行するというのと経済的にはほぼ同じ意味になってくるのかなと思っておりますが、仮に政府紙幣というようなものを発行した場合も、仮に市中に流通して、当然、その政府紙幣と日銀券というのは、互換性といえますか、交換を認めなければなりませんから、日銀が仮にそれを交換してほしいといったときには直ちに財源の保障が必要だということ、いろいろな論点があるかと思いますが、委員の御主張のように簡単にそういうものを取り入れていいのかどうかというのは、私ども議論がある

○岩國委員　質問時間が終わりましたので、こゝで打ち切らせていただきますけれども、谷垣大臣、こういう異常な危機には異常な発想が必要なんです。異常な危機に並みの普通の発想では、国債はどんどんどんどんふえるばかり。そして、日本国民は全部利払いのために奴隷のように働かなければならない。そういう時期を迎えたくないから、異常な発想でこの危機を乗り越えるべきだ。徳川幕

○金田委員長 次に、原口一博君。

○原口委員 民主党の原口一博でございます。

まず、財務大臣と日銀総裁に伺いますが、十月のG7、各国の蔵相それから中央銀行総裁会議、それから今月、BIS総裁会議でさまざまな議論がなされたというふうに思っております。今、私、

お手元に委員長のお許しをいただいて資料をお配りさせていただいています。これは IMF のワールド・エコノミック・アウトルックでございます。いつ年金改革の最終列車が発車するかという中で、それぞれ何年後に年金の改革の最終列車が

これを見ますと、一番下がUK、イギリスです。
 ざいですが、約四十年ぐらい。つまり、有権者の
 中に占める五十歳以上の者の割合が五〇・一％以
 上になる、それはいつかということを機械的に計
 算すると、どんどんどんどんその割合がふえてい

ければ政治的にも年金の改革というのは難しくなる、だから一刻も早くその改革の列車を発車させなさいいけないということで、イギリスには随分時間がありませんが、フィンランドやあるいはアメリカ、ドイツ、フランスといったところはそんなに時間がない。これを見えますと、じゃ日本はどこにあるんだろう、日本がないんですね。これは実は、去年の今ごろもう列車は発車しているというところを IMF では言いたかったようでございます。

これは谷垣大臣にも強く要請をしますが、私たちは、三党合意、これを合意をして、全体の社会保障像についても積極的に議論をしていきたいと思ひます。しかし、その前提となる数字、去年の予算委員会でも求めましたが、その年金の運用のところがブラックボックスになっていて、そこをしつかり開示してもらわないと、年金の議論のスタートにならないですね。

この列車は、今度は財政についてどうかという
と、これから一つ一つ質問をしていきますが、財
政改革の列車も私たちにとってはもう発車してい
るんじゃないか。私は、そのような論点から、きよ
うの質疑をさせていただきたいと思っています。

まず G7 の会議、それから B I S 総裁会議、これは日銀総裁ですが、今後の経済のリスク、特に原油高のリスクについてどのような議論が行われたのか、財務大臣と日銀総裁にお伺いをいたします。

○谷垣国務大臣 十月一日に行われましたG7では、原油価格の高騰が世界経済にとっての共通のリスクになっているという認識が共有されたわけでありました。我が国から、私からは、産油国が十分な供給を行うことなどによって原油価格が世界

この問題に関しては各国からも積極的な議論がございましたけれども、各国がそれぞれこういうことを言われたかということについては差し控えたいと思います。

○堀井参考人 G7につきましては今大臣からお答えにされましたとおりでございますが、先週、BISの中央銀行総裁会議がございまして、やはり、世界経済の今後の方向性を考えるときに、さまざまに存在するリスク要因の中で原油価格の動向は非常に注目すべき要因だということが改めて確認されました。

これまでかなり高騰しておりますが、この春先以降、世界経済が若干減速をしているというふうなことに既に影響があります。しかし、かつての石油危機のときの影響に比べますと、これまでのところ、非常に幸いにもその影響度が多少限定的にとどまっているという好ましい要素もあるわけですから、こういった高い原油価格の状況は許すけれども、こういった高い原油価格の状況は許すけれども、

が長く続く、あるいはさらに高騰するというふうなことまで含めて考えますと、直接の影響あるいは諸外国を通じて間接的に及んでくる影響両面から、世界経済あるいは自国の経済に及ぼす影響は、しつかり注意深く見ていかなきゃいけない、そういう認識で一致したように思っています。

○原口委員　ＢＰの統計だけ見ますと、世界の石油消費量の動き、ＢＰの統計にもいろんな不透明さや問題の指摘はございますが、とりあえずその統計をきっちり見てみると、一九七〇年代が四千六百万バレル、石油消費量の動きが、ことし、四年では八千二百二十万バレル、物すごい伸びになっている。しかも、じゃ供給能力がそれほど上がったかというところでもない。

特に今、外需、アメリカ向け、中国向けのさま

あわせてお伺いしますが、

回初めてフランクなお詫ができたということを聞いています。これも大臣、総裁にお伺いしたいんですが、通貨ですね、中国の通貨について、私たちはどういうスタンスでこれを見守ればいいのか。私は何回も中国にお邪魔をしてこういう話をいたしました。さまざまな国内の経済の成長や産業のゆがみ、構造の改革を、為替を固定しドルにベッグしていますけれども、そういう形ではますます矛盾を拡大してしまうだろう、国内産業間の矛盾、あるいは国の中の沿岸部と内陸部の矛盾、あるいは輸出産業と輸入産業との矛盾、これを極大化してしまうので、できるだけ為替を柔軟に保って、そして市場でもってさまざまなリスクをヘッジしていく、隣人としてはその方がいいのではないかとということをご越ながら申し上げました。

よくフランクな議論をしてこういう議論をする
と、返ってくるのは、日本はどうなのかと。プラ
ザ合意以来、一九八五年以来そういうことをやっ
て、大変厳しいことを日本は迎えたじゃないかと
いう反論が来るわけですが、私はむしろ逆に、プ
ラザ合意そのものが遅過ぎたんだ、日本の国内産
業の二重構造といったものを為替でもって温存す
ることに結果としてなってしまったので、早目に
市場、特に為替の柔軟性を持つということは、こ
れから自由貿易に船出をしようとしている国には
大事なんだという議論を私はしてきました。

今回、相手がどんなことをおっしゃったかというところをここで聞く気はありませんが、フランクな議論がされたというのは大変いいことだというふうに思います。

お二人にお伺いしますが、アジアの通貨、特に元についてどのようにお考えなのか、大臣そして総裁の基本的な認識をお伺いしたいと思っております。

○谷垣国務大臣 G7のときに、G7の各国と中国、フランクな意見交換をしたのは初めてでございます。今まで、ASEANプラス3とか中韓と日本と三大臣で会うとか、いろいろなときに意見交換の機会がございましたけれども、こういうG7の場でもできたということは、私は意義が大きかったと思います。

先般の会合では、原油価格の経済的影響とかあるいはアジア経済の見通しとか、それから為替の柔軟性といったようなことを議論いたしました。個々というのを言ったかというのとは差し控えてさせていただきますが、私の印象を申し上げますと、今、原口委員がおっしゃったような、為替の、今事実上ドルにベッグをされているわけでありませうけれども、その問題点というのは、中国の当局者は十分いろいろよく認識しておられると思えます。

ただ、ここから先は、やはり中国もあれだけ大きな国で、格差もいろいろあったり、いろいろ経済運営にも苦労しておられるというのも一方事実でございますから、そういう中で、中国経済というだけではなく、中国の為替のあり方、経済のあり方というのは、中国のみならずアジアあるいは世界各国にも大きな影響が及ぶものでありますから、その中でどうしていったらいいかというのは、中国自身が賢明に判断をされるのではないかと、うふうに私は思っております。

○福井参考人 G7の場におきます具体的な議論の中心については、特に発言を差し控えていただきますけれども、中国経済の問題について、私自身がふだんから一貫して考えておりますこと

を要約して申し上げますと、二つのソフトウェアのアップグレードということではないかと。一つは、当面のマクロの経済運営。ただいま原口委員も正しく御指摘なさいましたとおり、原油の問題一つをとってみましても、やはり円滑なスピード調整が要る、そういう意味でのソフトウェアのアップグレード。これは世界じゅうの人たちが期待していることであります。もう一つは、非常にロングランに見たソフトウェアのアップグレード。それは、中国経済社会の仕組みをより市場メカニズムの原則が適用できるような体制にうまく切りかえていく、こういうことだろうと思えます。

御指摘なさいました為替相場制度のよりフレキシブルな制度へというその方向性についても、そうした経済社会の仕組み全般のよりフレキシブルな方向への改革の中の一環として位置づけていく必要があると思っております。

○原口委員 為替政策はその固有の主権であるのかないのか、これにも議論が必要で。さようは、そのことを深く議論する余裕はありませんが、私は、それぞれの主権を主張して、それぞれの国が自分のところのことだけを議論すればいいという時期はもう越えたと思えます。例えば、九月のアメリカの対中貿易赤字はもう過去最大でございますし、また、多くの国々がそれぞれ相互依存性を増しておりますので、何といたしても国際協調、お互いの国々のそれぞれの事情を勘案しながら、こういう政策が必要だと思えます。また、ドルが対ユーロで最安値をつけたとか、FRBは十日でまた金利を上げたようでございますが、アメリカ経済についても私たちは注意深くこれを見守らなければいけないというふうに思っております。

さて、そこでお尋ねですが、FRBが利上げを行いましたけれども、日銀総裁、アメリカ経済に対して今どのような御認識をお持ちなのか。そして、特に九月の日本の機械受注のころは大きく落ち込むと。経済の足踏み感と申しますか停滞感

のようなものも少し出てきた、こういう状況の中で、アメリカ経済の見通しと日本経済に及ぼす影響を総裁がどのようにお考えなのか、質問をしたいと思います。

○福井参考人 お答えをいたします。

米国の連邦準備制度は、幾つかのステップを踏んだ後、現在、政策金利を二％というところまで引き上げてまいりました。

こういう金融政策の運営のもとで実際の米国経済がどう動いているかということでございますけれども、委員御指摘のとおり、米国経済、この春先から夏場ぐらいにかけまして、結果的に見ますと一時的な停滞感を免れなかった。原油価格の高騰ということもその大きな一つの要因になってい

たというふうに思えます。

最近の状況を見ますと、米国経済は当面拡大を続けるということがほぼ最近のさまざまな指標で改めて裏づけられてきているというふうに判断しております。最近出ました七・九月の米国の経済成長率、これは年率で三・七％。一前期の四月六月に比べまして、四月六月は三・三％でございます。そして、再び加速の傾向が出ているということであり

ます。

中身を見ましても、個人消費、自動車販売の伸びなどから、増加傾向をたどっているというところであります。また、一番懸念されております雇用の動向につきましては、十月の指数等で見えております限りは、やはり増加テンポが復調してきているというところでございます。

米国経済全体としては、成長速度を少し下げながら安定的な拡大のペースにたどり着こうとしているのではないかと、今のところそういうふうに見ております。

○原口委員 私は、その中でも、これは実際にニューヨークでもいろいろな人たちと議論をいたしましたけれども、注意深く見ておくものがあるだろうなど。それは、住宅であるとか消費であるとか今総裁がおっしゃった雇用の部分であるというふ

うに思います。

限られた時間ですので、日銀のバランスシートについて伺っておきたいと思えます。

日銀からいただきました資料によりますと、主要中央銀行のバランスシート規模の比較というのをいただきましたが、一九九八年度におきまして日本銀行は名目GDPの約一六％の規模を持っておりました。しかし、二〇〇三年度ではそれがもう三〇％になっております。FRBは、九八年度で六％、それから二〇〇三年度で七％。欧州の中央銀行ECBはそれぞれ一二％で、変わりません。莫大な規模の、いわゆる日銀の資産というものが大きく膨れる中で、特に私が懸念を持っておりますのは、日銀の国債保有でございます。現在大量に国債をお持ちで、速水総裁のときに質問を、ある一定の、十年の利付債やいろいろな前提を置いた上で、長期金利が一％上がったなら日銀の資産はどれぐらい毀損されますかという話をいたしましたら、一兆円というお話をいただきました。

現在、低価格から別の方式に変えられていきますから、そのときと答えが同じにはならないと思えますけれども、現在どれぐらい国債を保有しているのか、それから、長期金利の上昇リスクをどのように考えていらっしゃるのか、日銀総裁に伺いたいと思えます。

○福井参考人 委員が御指摘のとおり、日本銀行のバランスシートは非常に大きく膨れております。資産、負債、両サイドで大きく膨れているわけでありまして、これはここ数年と継続しております。つまり、当座預金残高という形で流動性をたくさん供給する結果、負債が膨らむ、それに見合って資産サイドも大きく膨れているということでございます。その資産サイドの中に、御指摘のとおり長期国債がたくさん含まれている、こういうことでございます。

そして、国債の日本銀行におきます評価方法、会計基準につきましては見直しを行いまして、十六年度決算からは、御指摘のとおり償却原価法とい

うものを採用することにいたしております。そうしますと、長期金利に変動がございまして、決算上の期間損益において評価損失が計上されるといことはとりあえずないわけでありまして、委員の御質問の趣旨は、市況の変動があった場合に、日本銀行の、決算書類上はともかくとして、含み損益という形で、損失の方向でその数字が膨れる心配はないか、こういうことだというふうに思っています。

私ども、その点につきましてはもふだんから試算をいたしておりますけれども、十年物国債の金利が仮に一％上昇し、その場合、ほかの期間の国債の金利も十年物金利と仮に同じ割合で上昇するというふうなケースを想定いたしますと、日本銀行の保有しております長期国債について、約一兆四千億円程度の含み損が発生するというところでございます。

こういったことは当然想定されるわけでありまして、日本銀行はかねてより、資本の充実、それから必要に応じ個別の資産項目に応じて引当金を積みむというところで、日本銀行の財務の健全性については十分配慮しているというところでございます。

○原口委員 総裁がおっしゃるように、保有期間中に時価がどのような変動をしても、取得時から償還時までの期間を通じて見れば、取得原価と償還額の差額が収益または損失となるという意味では、どんなに評価法を変えてみたところで、保有期間を通じての損益は、低価法であろうが償却原価法でも変わらない。つまり、日本銀行のバランスシートが、評価法を変えたからといって劇的に改善するというわけではない。

その中で、今お話しになったように、速水総裁と議論をしたのは二〇〇二年ですよ、二年前ですね、そのときには恐らく五十七兆ぐらいだったものが、ことしの長期国債保有率の前年差を見ても、もう七・一％、約十兆円ぐらいそれから国債保有が伸びているんですね。私は、このこと自体大変大きな問題だというふうに思います。

金融担当大臣に伺いますが、今度は銀行、銀行はどれぐらい国債を持っていますか。主要行とそれから地方行、あらあらの数字をお出しいただきたいですが、大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきますと思ひます。

主要行、これは新生、あおぞら銀行を含む十三行ペースでありますけれども、平成十六年三月末の国債保有状況を見ますと、みずほ銀行が十一・九兆円、みずほコーポレート銀行が七・九兆円、みずほ信託銀行が〇・五兆円、東京三菱銀行が十二・九兆円、三菱信託銀行が二兆円、UFJ銀行が十二兆円、UFJ信託銀行が一・三兆円、三井住友銀行が十三・九兆円、りそな銀行が三・二兆円、住友信託銀行が〇・九兆円、中央三井信託銀行が一・八兆円、新生銀行が〇・九兆円、そしてあおぞら銀行が〇・七兆円になります。

また、同じく地方銀行は二十・九兆円、第二地方銀行は五・三兆円になっております。

○原口委員 それぞれの自己資本に対して大変大きな保有額ですね。

ですから、なぜ財政再建の列車を早く走らせなきゃいけないか。つまり国が、中央政府がこれほど借金に借金を重ねていくと、長期金利の上昇リスクを吸収できるところがどんどんどんどん少なくなっていく。その結果として、私たちは、経済全体の健全性を見るに、やはりボンドのマーケット、国債のマーケットが不慮の事態を起こさないかということに常に考えなきゃいけない。

伊藤大臣と一回ワシントンで議論をさせていただきました。あの当時は、右手に不良債権、左手に大きな財政赤字を持って綱渡りをしている、だからこの綱渡りの危機を一刻も早く抜けるのが我が国の構造改革だという議論を伊藤大臣ともさせていただきました。

しかし、実際にどうなっているかという、右手にある不良債権を左手に移しかえただけじゃないのか。銀行のバランスシートからはさすがにさ

まざまな不良債権が消えているけれども、しかし、我が党の委員が今まで議論をしましたように、本当に銀行の体力は強くなっているのか、あるいは株式市場、証券市場を含めて本当に透明性や健全性は確保されているのか、そのことについてもきっちり議論をしていかなきゃいけないというふうに思っています。

日銀総裁、どうぞもうこれで結構でございます。長期金利の上昇リスクに耐えられるような、私、本当は名目金利は実質金利プラスインフレ率で決まるとすると、名目金利が日銀がオペレートするところでございますが、結果として見れば、今のデフレという状況を現出させているのも、このように長期金利を上げられない、まさに岩國先生がよく御指摘されますが、お金を失業させてしまつていてはならないんだということを申し上げて、どうぞ総裁、御退出なさつて結構でございますので、ありがとうございました。

さてそこで、財務大臣、また財政再建に戻るんですが、私は、経済はやはり見込み、パースペクティブで動いていますから、しっかりとした財政再建のメッセージが出てくるのが、こういう国債の不慮の事態、あえて暴落という言葉は使いたせんけれども、それに備える一番の道だというふうに思います。

前回の一般質疑の中でも議論をさせていただきました。プライマリーバランスをしっかりと回復をして、財政再建についての確たる道筋をもう示さないと、市場もぎりぎりのところへ来ているんじゃないか。市場の関係者に聞きますと、もうちょっとでも長期金利が上がってくると国債を売って浴びせるみたいな、そういうスタンスをとり始めているところもあるやに聞いています。

財政再建に向けてどのような認識をされているのか、これは景気回復とアンビバレンツ、つまり二律背反のことではないと私は思いますので、その辺のスタンスを財務大臣に伺いたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 原口委員が先ほどから御議論さ

れておりますように、今の日本の財政状況がおかしな方向に行くと思ひますと、今委員が御懸念になつたようないろいろなリスクが顕在化してくるということが恐れられるわけでありまして、単に財政に対する信認というだけではなく、長期で見場合には、日本が堅実な経済発展の足取りをたどるためには、私は財政をきちつと立て直していくということが不可欠なのではないかと思ひます。その点では、委員がおっしゃいましたように、経済の回復と財政再建というのは矛盾する方向を行つていくわけではないので、大きな方向では一致しているというふうに私は思っております。

そして、そのためにきちつとした財政再建のメッセージを出せというのはおっしゃるとおりでございます。今のところ、二〇一〇年代初頭プライマリーバランス回復ということをこのところずっと申してきているわけでありまして、これをさらに具体的なものに肉づけしていくように我々も努力をしなければいけないと思ひます。

○原口委員 今の内閣の中で御答弁なさるのはそれが限度かなと思ひます。総理・総裁があいいう形でお話しになっているということもよく存じ上げていますが、おくれた列車にならないために、もうとうの昔に発車している財政再建のミッションというものに乗りおくれなような施策を強く求めたいと思ひます。

さて、時間がわずかになりましたが、私は今、人の金で鍊金をするのゆがんだ経済構造、この金融構造これは決して健全ではないと思ひます。そこで、ダイエーと機構とのやりとり、あるいは機構と経産省とのやりとり、この委員会では議論をさせていただきましたが、中塚委員に対する御答弁の中でも私に対する御答弁の中でも、さまざまな疑義がございします。

委員長にお願いをいたしますが、ぜひこのことについて理事会でも議事録を精査していただいて、当該の役所が産業再生機構に介入といったことがあつては絶対にならないので、その事実があ

るかないか、ぜひ精査をお願いいたします。

それからもう一点目は、コクド、西武の問題でございしますが、きょう上場廃止という報道がなされていますが、有価証券報告書の不適切な記載、これはやはりもう目に余りますね。私は、金融担当大臣、本日に証券取引等監視委員会は一切何をやっていただんだということが問われると思います。前回ここにお呼びをして、個別企業については言えませんが、木で鼻をくくったようなそういう答弁でしかたれども、私が問題にしているのは行政のオペレーションがどうだったかということでもあります。

これも委員長に要請をいたしたいと思いますが、この一連の有価証券報告書に関する不誠実な記載について、ぜひこの委員会で集中審議、これを強く求めて、時間がまいりましたので、質問にかえさせていただきますと思います。

○金田委員長 原口委員の指摘した二点については理事会で協議します。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後一時十七分開議

○金田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

景気問題についてお聞きをしたいと思うんですが、七―九月期のGDP速報値が発表されました、ことしの初め、一―三月期のGDPなどと比べますと、そのときは年率六％という話でありましたが、今回は、実質で前期比〇・一％増、年率換算でもわずかに〇・三％増ということでありまして、全体として景気減速というのが鮮明になったというふうに思いますが、谷垣大臣、このGDP統計をどのようにご覧になっておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 今、佐々木委員がおっしゃいましたように、七―九のGDP、前期比〇・一％というところでありますけれども、これは外需とか設備投資の寄与度がマイナスとなっておりまして、上り坂が続く中での微調整というふうに見ることができるとは思いますが、そういうことがありまして、国内民間需要の増加を中心に景気は回復を続けていくということかな、こう思っております。

○佐々木(憲)委員 上り坂を続けている中で微調整という御発言ですけれども、果たして今後上り坂になるのかどうかというのがいろいろ懸念されているわけでもあります。

輸出が鈍化した。設備投資が減少した。そうなりますと、今後の経済成長のかきになりますのはGDPの五割強を占めております個人消費、これがどうなっていくかというのが非常に重要だと思えますけれども、そういう認識はありでしょうか。

○谷垣国務大臣 今委員がおっしゃいましたように、輸出と設備投資が鈍化している。私は、個人消費とおっしゃいましたけれども、外需や設備投資が押し下げているけれども、個人消費が全体の成長率を押し上げているというような状況かなと思っております。

それで、もうちょっと足元をどう見ているかというのを申し上げます、輸出は七―九月期においても前期比プラスで推移しておりますし、先行きも、米国の初めとする世界経済が着実に回復しておりますので、輸出は緩やかに増加していくというところが見込まれるんじゃないか。それから、企業部門の動向も、企業収益は大幅に改善して企業の業況感も引き続き改善している。それから、日銀短観の九月調査などでも、収益や業況感の回復があることで、企業の設備投資は引き続き前年比で増加する見通しとなっているというようなことがございます。

したがって、委員が御指摘のように、確かに個人消費は重要なポイントであろうと私も思っております。

りますけれども、御指摘の点が今後の経済成長が個人消費頼みであるという趣旨とすれば、やや行き過ぎで当たらないのではないかと思います。

○佐々木(憲)委員 私は、今の大臣の認識というのは相当楽観的だなという感じがいたします。

今までの、ことし前半のGDPの伸びの大きかった理由としては、やはり輸出が非常に大きかった、それから、それに関連する設備投資が非常に伸びたということが支ええだったわけですね。

消費について申しますと、この前のこの委員会での議論をさせていただきますが、所得、労働者の所得はむしろマイナスでございまして、消費は総体としては横ばいというのが現状だと思うんです。一時的に、オリンピックですとか非常に夏が暑かったとか、そういう要因で多少変動はありますが、しかし、全体としては、消費そのものの傾向というのはかなり停滞ぎみであるというのが私の認識であります。

個人消費頼みとおっしゃいましたが、やはり個人消費が伸びないと景気が着実に回復していくというふうにはならないという意味で大変重要だ、そういう認識をぜひ持っていただきたいというふうに私は思うんです。

そこで、日銀に統計をお聞きしたいんですが、これから消費が堅調に推移するかどうかという点に、九月に実施した「生活意識に関するアンケート調査」というのがあると思うんですが、その中で、一年前と比べて支出はどうしているのかの回答はどうなっているか、それから、支出を減らしている人の理由ですね、その主な理由四つ挙げていただきたいと思っております。

○前原参考人 お答えいたします。

第一の御質問でございますが、「生活意識に関するアンケート調査」につきましても、「一年前と比べて、あなた(またはご家族)の支出をどのようにしていますか。」との問いに對しまして、「増やしている」との回答が全体の六％、「減らしている」との回答が全体の四二・三％、「変わらない」との回答が全体の五一・六％でございました。

二番目の御質問でございますが、「一年前と比べて、あなた(またはご家族)の支出をどのようにしていますか。」という今の問いに對しまして「減らしている」と回答されました方に、その理由を尋ねましたところ、回答の多い順に御紹介いたしますと、まず「今後は年金や社会保険の給付が少なくなるのではないかと不安から」との回答が最も多く、次いで「将来の仕事や収入に不安があるから」、さらに「将来、増税や社会保障負担の引き上げが行われるのではないかと不安から」とか、「不景気やリストラなどのために収入が頭打ちになったり、減ったりしているから」との回答が続いております。

○佐々木(憲)委員 今御紹介いただきましたように、日銀のアンケート調査によりまして、支出を減らしているという方が大変多いわけでありまして、支出をふやしたというのは六％しかないんです。減らしたという方が四二・三％ですから、これは非常に厳しい生活を消費の面でされているということがわかると思うんです。

そうしますと、なぜ支出を減らしているか、これはいろんな不安があるわけですが、私は、大きく言って今のアンケート調査から二つ挙げられると思うんです。

一つは、企業利益は確かにふえておりますが、それが労働者に還元されていない、それが一つの大きな原因かと思うんです。それからもう一つは、今度は将来の見通しですけれども、税、社会保障負担、これがどうなるかという不安がある。この二つ、つまり、企業側の要因と政府の政策の要因と、二つの問題があるのではないかと思います。今後の個人消費の動向を左右するものとしてこの二つの要因というものが重要だと思っております。

○谷垣国務大臣 消費活動の水準はいろんな要素が総合して決まるんだろうと思うんです。雇用情勢、それから所得環境、そういったところが大事な要素であることは今御指摘のとおりだと思いますけれども、それだけじゃなくて、マインド面や

ライフサイクルの変化といったようないろんなものも大事な要因になってきておりますので、断定的にお答えするのは難しいんですが。

今委員がおっしゃった、雇用の方で、要するに雇用面で所得が還元されてきていないというお話がございました。これは前回もお答えしたと思いますが、企業の、何と言うんでしょうか、人が、余剰感といいますか、そういうものもようやく底打ちをした感じがいたしますし、それから、いわゆる失業率や何か改善してきておりますので、今おっしゃった企業収益がだんだん個人消費の方に及んできている情勢にあるのじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、今お挙げになったのは、将来不安のもう一つの要因として年金であるとか社会保障制度の先行きはどうかということがあるのかと思います。

それで、多分これはずっとこの間からの委員のテーマでもあるわけですが、いろいろな税制やあるいは制度面の見直しがかえって消費を下げているんじゃないかという御指摘が今までもありましたけれども、私は、そこは総合的に見ていただくべきことで、例えば年金についてもマクロ経済スライドみたいなものが入って、ある意味で将来に対する制度的な安心感というふうなものが出てくるのか、そういうようなことを全体として見ていただくべきではないかなと思っております。

○佐々木(憲)委員 二つの、企業の要因と政府の政策の要因というのは否定ならなかったわけですが、その評価が違ってくるわけですね。

実際に、企業のリストラ収益といいますが、最近の利益の伸び方というのは、人件費を相当抑えて上げてきたというのが一般的な評価であります。その後も、労務費は固定費というふうになって、企業の側としては、それを抑制するというのが基本方針に大手の企業はなっておりますから、そうすると、賃金の横ばい、それから所得の低迷というものは今後も続く可能性がある。その点は

我々は企業の側に行き過ぎたリストラというものをしているんじゃないということを要求していきたいと思っておりますが、問題は、政府の政策で国民の負担がどんどん重くなっていく傾向がこの間強まっております、この面からくる不安感というものが消費マインドの低迷に相当影響を与えているというふうに思っています。

配付した資料を見ていただきたんですが、小泉内閣になりました、国民負担を相当これまでふやしてきました。そこに挙げた一覧表を見ても、こんなにやったかと思うぐらい大変な規模でありまして、昨年までに実施したのだけでも約四兆円あるわけです。それから、今年度予算に盛り込まれたものを見ますと、約三兆円あります。

これだけ負担がふえますと、合わせて約七兆円の負担増が昨年来実施されているということになるわけでありまして、そうすると、これは国民の将来にとつてまた不安がふえるんじゃないか。先ほどの日銀のアンケート調査でも、その不安が大変大きかった、一番大きかったんですね。

この負担増、これは、大体こういう実施をしてきたということは事実ですね。

○谷垣国務大臣 この実施したところは、確かにそうでございます。

それで、実は先ほど委員の御質問をちょっと先取りして答えてしまったかなと思いますが、その見方はいろいろな見方があると思いますが、私どもは、むしろ制度の安定とかそういうものに資する面があった、それが安心感につながる面があるんじゃないか、こう思っております。

○佐々木(憲)委員 制度の安定に資するというふうには思われてやっている例えば年金の負担増、それが、実は保険料の支払いの人数がどんどんどんどん減っている。つまり、負担をふやせば制度が安定するんじゃないかと、逆に制度が崩壊する危険性を持っているという点を認識していただかないと。これは、ただ取りやすいところからどんどん取ればそれでいいというふうには私はならないと思うので、その点を指摘しておきたいと思うん

です。

その上で、三・三兆円になる所得税の定率減税の廃止、この点について、これは実行いたしますと、昨年来七兆円の負担増なんですけれども、さらに三・三兆円になりますと十兆円を超える大変な負担増になる。この定率減税の廃止ということが消費にとつてマイナスになる、マイナスの作用を及ぼすという認識はあります。

○谷垣国務大臣 所得税構造なり租税構造をどうしていくかという全体の中で私は見ていただくべきことだと思いますが、ただ、定率減税を今度どうしていくかという、見るに当たりましては、景気動向や何か十分注意をして議論を進めていかなければならないポイントだろうと思います。

○佐々木(憲)委員 慎重にというように答弁でありましたが、私はこれはやるべきじゃないと思うんですよ。これをやったら、今でもこれだけGDPが大変な状況になりつつある、五割以上を占めている個人消費がどんどん落ち込んだら、あと輸出も落ち込み、設備投資も落ち込み、消費も落ち込んだら、GDP全体が大変な陥没状態になってしまう。したがって、そういう危険な引き金は引いてはならないというふうには私は思います。

前回ここで議論をさせていただきました法人税の税率の引き下げ、それから所得税の最高税率の引き下げ、さらに定率減税、これが三点セットで実は数年前に実行された。ところが、議論が、もとに戻すというのは庶民に打撃を与えるような定率減税の廃止ということだけが突出しております。法人税の引き上げの議論や所得税の最高税率の引き上げの議論というものが行われていないんじゃないかというふうには私はここで指摘しました。

きょう理事會に、それについての税調の議事録というものが出されました。ここに議論が行われている証拠があるんだという御説明でしたが、どうも内容をよく見ますと、それは根拠が明確ではないと思います。

例えば所得税の最高税率の引き上げ問題は、

二カ所ぐらい軽く触れられてはおります。しかし、まともな議論はやっていないんです。そういう議論をやるとしたら一挙でないとできませんねとか、所得税を全体として強化するという中に含まれる程度の話として出されている程度で、それがいいか悪いかの議論は、私はこの議事録を見ても一切行われていないと思いますし、ましてや三つの恒久的減税を戻すという議論の中で行われているわけでもないわけでありまして。

それから、法人税について見ますと、国際比較の表を配付して、その中で日本は低いと。法人税は、国際的に見て、日本は欧米諸国と比べて大変低いと。そこまで下げ過ぎたと私は思うんですけど、しかし、だから引き上げろということではありませんという議論なんです、発言をしている方は。したがって、法人税について今後引き上げろという議論をやっているわけではないんです。

したがって、大臣が前回ここで、議事録を見れば、随所でそういう議論が行われているというふうにおっしゃいましたが、これは事実と違うわけでありまして、所得税の定率減税を廃止するということだけに結論を持っています、それだけを実行するというのは余りにもバランスに欠けるのではないかというふうに思います。したがって、この点は慎重に取り扱うべきだというふうに思いますが、私は、所得税を事実上中堅サラリーマンに増税するということは今やるべきじゃないかと思いますが、最後に大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 政府税調の中の所得税の最高税率をどうするかとか、あるいは法人税率をどうするかという議論についてお触れになりました。これは触れていると長くなりますので、きょうはそこは省かせていただきますが、定率減税については、これはこの前もお答えしたことでありますけれども、やはり二つ考えなきゃならない要素が私にはあると思っております。

一つは、あの小渕内閣、平成十一年当時の危機

のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨等
(第八項第三号に掲げるものを除く。以下こ
の号及び第三号において同じ。)及びその対
価の授受を約する売買取引であつて、当該
売買の目的となつてゐる通貨等の売戻し又
は買戻し又は買戻しをしたときは差
金の授受によつて決済することができる取
引

二 第二項第二号に掲げる取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号又は前号に掲げる取引

ロ 通貨等の売買取引（イに掲げる取引に該当するものを除く。）

四 前三号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

第二条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「金融先物取引所持株式会社」とは、第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

8 第二条第八項及び第九項を次のように改める。
この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 通貨
- 二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の

政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券を除く。）

三 前号に掲げるものについて、金融先物取引所が、取引所金融先物取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

9 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは前項第二号に掲げるものの価格若しくは利率又はこれらに基づいて算出した数値をいう。

第二條第十一項から第十三項までを次のように改める。

11 この法律において「金融先物取引の受託等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 取引所金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

二 二次のいずれにも該当しない者（以下「一般

顧客」という。を相手方として店頭金融先物取引を行い、又は一般顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

イ 金融先物取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者

ロ 資本の額が内閣府令で定める金額以上の

12 この法律において「金融先物取引業」とは、金融先物取引の受託等を業として行うことをい
い、「金融先物取引業者」とは、第五十六条の

13 この法律において「委託者等」とは、金融先物取引業者に対し取引所金融先物取引等の委託をし、若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは

は代理の申込みをした者、金融先物取引業者の行う店頭金融先物取引の相手方となつた一般顧客又は金融先物取引業者に店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みをした一般顧客。

第二条第十四項中「金融先物取引等、店頭金融先物取引」を「金融先物取引」に、「行う営業」を「業として行うこと」に改め、同条第十五項中

「第九十条の二又は第九十条の二十一第一項」を「第一百十五條又は第百三十五條第一項」に改める。
第九條及び第九條の二第二項中「営む」を「行

第十二条第三項中「第九十条の二十一第二項」を「第百三十五条第二項」に改める。

第十九条第二号中「第五十三条第一項若しくは

第九十条の十九第一項」を「第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項若しくは第百三十三条第一項」に、「第九十条の二」を「第百十五条」に、「第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消さ

れ、若しくは第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の第二第一項の認可」を「第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の第二第一項の認可を取り消され、若しくは第八十七条第一項

若しくは第三項若しくは第八十八条の規定により第五十六条の登録に、「免許若しくは許可」を「免許、認可若しくは登録」に、「免許又は許可に類する登録」を「免許、認可又は登録に類する許可」

に改め、同条第五号中「役員、国内における代表者」を「役員又は国内における代表者」に改め、「又は政令で定める使用人」を削り、同号ホ中「第九十条の十九第一項」を「第百三十三条第一項」に

「第九十條の二」を「第百十五條」に「金融先物取引業者が第七十九條第一項の規定により第五十六條の許可を取り消された場合又は外国金融先物取引所が第五十五條の十一第一項の規定により第

五十五條の二第一項の認可」を「外国金融先物取引所が第五十五條の十一第一項の規定により第五十五條の二第一項の認可を取り消された場合又は第十五條の二第一項の認可を取り消された場合又は金融先物取引業者が第八十七條第一項若しくは第八十八條第一項の規定により第五十五條の二第一項の認可を取り消された場合」に改定した。

三項若しくは第八十八條の規定により第五十六條の登録」に改め、同号へ中「第九十條の二を」「第百十五條」に、「第五十六條の許可又は第五十五条の二第一項の認可」を、「第五十五条の二第一項

の認可又は第五十六条の登録」に「許可又は認可」を「認可又は登録」に、「登録」を「許可」に改め、同号卜中「第七十九条第二項若しくは第九十条の十九第二項」を「第八十七条第四項若しくは第五

第三十條第三項及び第五項中「第九十條の二十一第一項」を「第百三十五條第一項」に改める。

第二十一条中「第九十条の二十一第二項」を「第三百三十五條第一項」に、「第九十条の二十一第二項」を「第三百三十五條第二項」に改める。

第三十四条の四十五及び第三十四条の四十六中「営む」を「行う」に改める。

「第三節 取引所金融先物取引等」を「第三節

取引所金融先物取引」に改める。
第三十七条第一項中「第九十条の六第一項」を「第百十九条第一項」に改める。
第四十四条の三を次のように改める。

第四十四條の三 何人も、金融先物取引業者（銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員等に限る。）が一方の当事者となる場合を除く。）と

き、金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場をを利用して行う差金の授受を目的とする行為をしてはならない。

2 第四十四条(第一号 第三号及び第五号に關する)の規定は、金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場を利用して行ふ差金の授受を目的とする行為については適用しない。

る行為について準用する。この場合において、同条第一号中「取引所金融先物取引」とあるのは「相場利用行為（金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場取引）」と読み替へるものとする。

と、同条第三号中「取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引が

先物取引又は当該取引所金融先物取引の相場を
変動させるべき一連の取引所金融先物取引」と
あるのは「相場利用行為を誘引する目的をもつ

て、当該相場利用行為が弊害であると認解されるべき一連の相場利用行為又は取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の相場利用行

為」と、同条第五号中「取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引」とあるのは「相場利用行為を誘引する目的をもつて、取引所金融先物取引」と読み替えるものとする。

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

(のみ行為の禁止)

第四十七条 取引所金融先物取引の委託を受けた会員等又は取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けた者は、金融先物取引所の開設する金融先物市場においてその受けた委託に係る申込みをせず、又はその引き受けた委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をしな

いで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十八条 会員等は、取引所金融先物取引の受託については、金融先物取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 取引所金融先物取引の受託の条件

二 決済の方法

三 委託証拠金の利率及び預託の方法

四 前三号に掲げるもののほか、取引所金融先物取引の受託に関し必要な事項

第五十一条の二第二項中「第九十条の第二十一項」を「第三百三十五条第一項」に改める。

第五十五条の二第一項及び第五十五条の四第一項第六号中「金融先物取引と」を「取引所金融先物取引と」に改める。

第五十五条の五第二項第四号中「法令」の下に「(第四百四十四条において「外国金融先物法令」という。)を、「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百二十三条を第百八十七条とする。

第二百二十二条第二項中「第百十七條」を「第百

八十一条」に改め、同条を第百八十六条とする。

第二百二十一条を第百八十五条とする。

第二百二十条第二項中「第百六条」を「第百七十条」に、「第百七条」を「第百七十一条」に改め、同条を第百八十四条とする。

第二百十九条を第百八十三条とし、第百七条から第百八条までを六十四条ずつ繰り下げる。

第百六条第一項中「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同条を第百七十条とする。

第百五条を削る。

第七章中第百四十二条の二を第百六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第百五条第一項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

二 第百四十四条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

第百四十二条第一号中「又は第百八条の二」を「第百一条第五項又は第百九条」に改め、同条第十六号中「第百八十五条第二項」を「第百四十二条第二項」に改め、同条第十七号を削り、同条を第百六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百六十七条 第百三十二条の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした金融先物清算機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の過料に処する。

第百三十三条を削る。

第百二条の三を第百六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第八十一条の規定に違反して、金融先物取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

二 第八十四条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十四条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

第百六十五条 第九十二条又は第百四十四条の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした金融先物取引業者又は金融先物取引業協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の過料に処する。

第百二条の二中「第九十四条第二号又は第九十四条の二第三号」を「第百四十八条第二号又は第百四十九条第三号」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百二条第一項各号を次のように改める。

一 第百四十八条第三号又は第四号 五億円以下の罰金刑

二 第百五十条又は第百五十一条 三億円以下の罰金刑

三 第百五十二条 二億円以下の罰金刑

四 第百五十三条第二号、第四号、第六号又は第九号 一億円以下の罰金刑

五 第百四十九条(第二号及び第三号を除く)、第百五十三条第一号、第三号、第五号、第七号若しくは第八号、第百五十四条、第百五十五条又は前二条 各本条の罰金刑

第百二条第二項中「第九十四条第三号」を「第百四十八条第三号」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百一条第五号中「又は第六十三条」を「第六十条第一項若しくは第三項、第六十三条(第六十四条において準用する場合を含む)、第六十五条第四項、第八十三条又は第九十八条」に改め、同条第八号中「第七十七条第二項」を「第八十五条第三項」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 第九十三条第三項又は第四項の規定に違反した者

第百一条第十号中「第八十六条第二項」を「第百五条第二項」に改め、同条第十一号中「第九十

条の六第三項若しくは第九十条の十三」を「第百十九条第三項又は第百二十七条」に改め、同条を第百五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百六十条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融先物取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十九条第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第八十六条の規定による命令に違反したとき。

第百条中「第八十八条の四又は第九十条の八」を「第百十一条又は第百二十一条」に改め、同条を第百五十八条とする。

第九十九条を第百五十七条とし、第九十八条を第百五十六条とする。

第九十七条第五号を削り、同条第四号中「第六十九條第一項(第四十四条の三第二項において準用する場合を含む)、第七十一条第一項又は第七十二条」を「第七十条第一項、第七十一条第一項又は第七十二条第一項」に改め、同条第七号とし、同条第三号中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同条を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第四十七条の規定に違反した者

四 第六十一条(第六十四条において準用する場合を含む)の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

五 第六十八条に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

第九十七条に次の一号を加える。

八 第九十五条第三項又は第四項の規定による登録申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第九十七条を第百五十五条とする。

第九十六条中「(明治四十年法律第四十五号)」を削り、同条を第百五十四条とする。

第九十五条第六号を次のように改める。

六 第六十二条(第六十四条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
第九十五条第七号中「第九十一条の三」を「第九十九条」に改め、同条を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第六十五条第二項の規定による承認を受け
ないで金融先物取引業及び同条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つた者
八 第九十五条第二項の規定に違反して、外務
員の職務を行つた者

第九十五条を第百五十三条とする。
第九十四条の四第一号中「第五十八条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第九十条の三第一項」を「第九十六条第一項」に、「許可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録」を「登録申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項、第九十条第一項又は第九十条の十七第一項」を「第八十五条第一項若しくは第二項、第百三十三条第一項又は第百三十一条第一項」に改め、同条第三号中「第七十七条第一項若しくは第九十条の十七第一項」を「第八十五条第一項若しくは第二項、第百三十一条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第五十五条の六、第七十九条第一項若しくは第二項又は第百三十一条第一項の規定による業務報告書、事業報告書若しくは業務若しくは財産の状況に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務報告書、事業報告書若しくは業務若しくは財産の状況に関する報告書を提出した者
五 第七十八条又は第百二十九条の規定による帳簿書類その他の記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類その他の記録の作成をした者
第九十四条の四に次の二号を加える。
六 第八十条の規定による説明書類若しくは第

八十二条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者
七 第八十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第九十四条の四を第百五十二条とする。
第九十四条の三第二号中「第八十一条第一項」を「第九十一条第一項」に改め、同条第三号から第五号までを削り、同条を第百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十一条 各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融先物取引所、外国金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物清算機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の十一、第五十五条の十二又は第八十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。
二 第五十五条の三第一項の規定により付した条件に違反したとき。
三 第百三十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
第九十四条の二第四号中「許可」を「登録」に、「営んだ」を「行つた」に改め、同条第五号中「許可又は第六十一条第一項の規定による有効期間の更新」を「登録」に改め、同条第六号中「営ませた」を「行わせた」に改め、同条第七号中「第九十条の二」を「第百五十二条」に、「営んだ」を「行つた」に改め、同条を第百四十九条とする。
第九十四条第四号を次のように改める。

四 第百三十八条の規定に違反した者
第九十四条を第百四十八条とする。
第六章中第九十三条を第百四十七条とする。
第九十二条の二中「昭和三十七年法律第百六十号」を削り、同条を第百四十六条とする。
第九十二条第二項第一号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同項第三号中「第七十

七条」を「第八十五条第一項又は第三項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同項第四号中「第九十条」を「第百三十三条第一項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同条第三項中「第七十七条第一項及び第二項、第九十条第一項並びに第九十条の十七第一項」を「第八十五条第一項から第三項まで、第百三十三条第一項及び第百三十一条第一項」に改め、同条を第百四十五条とする。
第九十一条の五を第百四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(外国金融先物規制当局に対する調査協力)
第百四十四条 内閣総理大臣は、外国金融先物規制当局から、その所掌に属する外国金融先物法令を執行するために行政上の調査に關し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適當であると認められる範囲内において、その外国にある者を相手方として金融先物取引を行う者その他関係人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。
一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国金融先物規制当局の保証がないとき。
二 当該外国金融先物規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の金融市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外国金融先物規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

3 第一項の協力の要請が外国金融先物規制当局

による当該外国金融先物法令に基づく行政処分(当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。)を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、内閣総理大臣は、外務大臣に協議するものとする。
4 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

5 前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第九十一条の四「金融先物取引及び金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等」に改め、同条を第百四十二条とする。

第九十一条の三の三第一項第二十一号から第二十四号までを次のように改める。
二十一 第百十五号の規定による免許又は第百三十五条第一項の規定による承認
二十二 第百三十三条第一項若しくは第二項の規定による第百十五号の免許の取消し又は第百三十三条第二項若しくは第百三十六号の規定による第百三十五号第一項の承認の取消し
二十三 第百三十三号第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
二十四 第百三十四号の規定による認可
第九十一条の三の三第三項中「第九十一条の五」を「第百四十三条」に改め、同条を第百四十一条とする。

第九十一条の三の二第五号及び第六号を次のように改める。
五 第百三十三号第一項若しくは第二項の規定による第百三十五号の免許の取消し又は第百三十三号第二項若しくは第百三十六号の規定による第百三十五号第一項の承認の取消し
六 第百三十三号第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
第九十一条の三の二を第百四十条とし、第九十

一条の三を第百三十九条とする。

第九十一条の二中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同条を第百三十八条とする。

第九十一条中「第七十九条又は第九十条の十九第一項」を「第八十七条又は第百三十三条第一項」に改め、同条を第百三十七条とする。

第五章中第九十条の二十二を第百三十六条とする。

第九十条の二十一第一項中「第九十条の二」を「第百十五条」に、「営む」を「行う」に改め、同条を第百三十五条とする。

第九十条の二十を第百三十四条とする。

第九十条の十九第一項中「第九十条の四第二項各号」を「第百十七条第二項各号」に改め、同条

第二項中「第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項」を「第百十五条の免許若しくは第百十九条第二項ただし書若しくは第百三十五条第一項」に改め、同条を第百三十三条とする。

第九十条の十八を第百三十二条とし、第九十条

の十七を第百三十一条とし、第九十条の十六を第百三十条とし、第九十条の十五を第百二十九条とし、第九十条の十四を第百二十八条とする。

第九十条の十三中「第九十条の三第一項第二号」を「第百十六条第一項第二号」に改め、同条を第百二十七条とする。

第九十条の十二を第百二十六条とし、第九十条の十一の二を第百二十五条とし、第九十条の十一を第百二十四条とし、第九十条の十を第百二十三条とし、第九十条の九を第百二十二条とし、第九十条の八を第百二十一条とする。

第九十条の七第二項第二号中「第九十条の十」を「第百二十三条」に改め、同条を第百二十条とする。

第九十条の六第一項中「第九十条の十一の二第二項」を「第百二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第九十条の十三、第九十条の十四及び第九十条の十九第一項」を「第百二十七条、第百二十八条及び第百三十三条第一項」に、「営む」を「行

う」に改め、同条を第百十九条とする。

第九十条の五第一項中「第九十条の三第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同条第二項中「第九十条の二」を「第百十五条」に改め、同条を第百十八条とする。

第九十条の四を第百十七条とする。

第九十条の三第一項第五号中「営む」を「行う」に改め、同条を第百十六条とする。

第九十条の二中「営んでは」を「行つては」に改め、同条を第百十五条とする。

第四章を次のように改める。

第四章 金融先物取引業

第一節 登録

第五十六条 金融先物取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた次に掲げる者でなければ、行うことができない。

一 株式会社又は外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十一条の免許を受けた同法第四十七条第一項に規定する外国銀行（前号に該当する者を除く。）

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）

四 保険業法（平成七年法律第五十五号）第二条第五項に規定する相互会社（次条第一項第二号において「相互会社」という。）又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（法人である者に限る。以下「外国保険会社等」という。）で第一号に該当する者以外のもの

（登録の申請）

第五十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額。第五十九条第一項第二号において同じ。）

三 役員（理事、取締役、執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいい、外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第七節を除く。）において同じ。）の氏名

四 営業所又は事務所の名称及び所在地

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までに該当しないことを誓約する書面

二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 前二号に掲げるもののほか、定款、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

3 前項第三号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録簿への登録）

第五十八条 内閣総理大臣は、第五十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通

知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、金融先物取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第五十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十六条各号のいずれにも該当しない者

二 資本の額又は出資の総額が、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が前号に規定する金額に満たない法人

四 第八十二条第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る法人（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。）

五 他の金融先物取引業者が現に用いてゐる商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の金融先物取引業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

六 第十九条第二号又は第四号のいずれかに該当する法人

七 この法律、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）、証券取引法、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人

に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、保険業法若しくは農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人 八 他に行つてゐる事業が第六十五条第一項に規定する業務に該当せず、かつ、当該事業を行うことが公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために委託者等の保護に支障を生ずると認められる法人 九 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、登録申請者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者のある法人 イ 第十九条第五号イからハまで又はホから	リまでのいずれかに該当する者 ロ 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 十 個人である主要株主（登録申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子法人であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。） イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イ又はロのいずれかに該当するもの ロ 第十九条第五号ロ、ハ若しくはホからリまで又は前号ロのいずれかに該当する者 十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。） イ 第十九条第二号又は第四号のいずれかに該当する者 ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イ又	はロのいずれかに該当する者のある者 十二 主要株主に準ずる者が金融先物取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局（外国金融先物規制当局その他政令で定める外国の法令を執行する当局をいう。）による確認が行われていない外国法人 十三 金融先物取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人 2 前項第十号から第十二号までの「主要株主」とは、法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この章において同じ。）の百分の二十（法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第四項及び第六十一条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。 3 第一項第十号の「子法人」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の法人をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子法人又は当該会社の一若しくは二以上の子法人がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該会社の子法人とみなす。 4 次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、法人の対象議決権を行使することができ、又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 合 当該対象議決権	二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権 5 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 （変更の届出） 第六十条 金融先物取引業者は、第五十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融先物取引業者登録簿に登録しなければならない。 3 金融先物取引業者は、第五十七条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 第二節 主要株主 （対象議決権保有届出書の提出） 第六十一条 金融先物取引業者（外国法人を除く。以下この節において同じ。）の主要株主（第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この章において同じ。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の対象議決権保有届出書には、第五十九条第一項第十号イ及びロ並びに第十一号イからハまでに該当しないことを誓約する書面その他
---	--	--	---

内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置(命令等))

第六十二条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の主要株主が第五十九条第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イからハまでのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融先物取引業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなった旨の届出)

第六十三条 金融先物取引業者の主要株主は、当該金融先物取引業者の主要株主でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第六十四条 前三条の規定は、金融先物取引業者を子法人(第五十九条第三項に規定する子法人をいう。第八十五条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三節 業務

(兼業の制限)

第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 銀行法第十条(第二項第十三号を除く)、

第十一条及び第十二条に規定する銀行の業務

二 長期信用銀行法第六条(第三項第十号を除く。)及び第六条の二に規定する長期信用銀行の業務

三 証券取引法第三十四条第一項及び第二項(第三号を除く。)に規定する証券会社の業務

又は外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項及び第二項(第三号を除く。)に規定する

外国証券会社の業務

四 農林中央金庫法第五十四条(第四項第十五号を除く。)に規定する農林中央金庫の業務

五 商工組合中央金庫法第二十八条(第一項第

十六号を除く。)、第二十八条ノ三から第二十八条ノ七まで及び第三十条に規定する商工組合中央金庫の業務

六 中小企業等協同組合法第九条の八(第二項第十六号を除く。)に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務(同法第五項第一号に掲げる事業(同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。)を除く。)

七 信用金庫法第五十三条(第三項第十二号を除く。)に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条(第四項第十二号を除く。)に規定する信用金庫連合会の業務

八 労働金庫法第五十八条(第二項第十七号を除く。)に規定する労働金庫の業務又は同法第五十八条の二(第一項第十五号を除く。)に規定する労働金庫連合会の業務

九 農業協同組合法第十条(第六項第十二号を除く。)に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

十 水産業協同組合法第十一条(第三項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合の業務、同法第八十七条(第四項第十一号を除く。)に規定する漁業協同組合連合会の業務、同法第九十三条(第二項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合の業務又は同法第九十七号(第三項第十一号を除く。)に規定する水産加工業協同組合連合会の業務

十一 保険業法第九十七条、第九十八条(第一項第七号を除く。)、第九十九条及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第九十九条において準用する同法第九十七条、第九十八号(第一項第七号を除く。)、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第一百条に規定する外国保険会社等の業務

十二 商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 金融先物取引業者は、前項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために委託者等の保護に支障が生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

4 金融先物取引業者は、第二項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 金融先物取引業者は、第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、他の業務を行うことができる。

6 第五十七条第一項の登録申請書に申請者が第一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が当該登録を受けたときには、当該業務を行うことにつき第二項の承認を受けたものとみなす。

(標識の掲示)

第六十六条 金融先物取引業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第六十七条 金融先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に金融先物取引業を行わせてはならない。

(広告において表示すべき事項)

第六十八条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業の内容について広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録番号

二 金融先物取引の受託等について顧客から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額

三 顧客が行う金融先物取引(第二条第二項第三号に掲げる取引にあつては金融オプションを行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引をいい、同条第四項第三号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいう。)の額(取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。)が、その取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比して大きい旨

四 顧客が行う金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回るることとなるおそれがある旨

五 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

(著しく事実に関連する表示等の禁止)

第六十九条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して広告をするときは、金融先物取引による利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実に関連する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第七十条 金融先物取引業者は、金融先物取引の受託等と内容とする契約(以下「受託契約等」という。)を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客(銀行その他の内閣府令で定める者を除く。)に対し、受託契約等の概要、第六十八条各号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。た

だし、当該受託契約等の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付して説明した場合には、この限りでない。

2 金融先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができ、この場合において、当該金融先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(成立した取引に係る書面の交付)

第七十一条 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引が成立したときは、委託者等に対し、遅滞なく、成立した金融先物取引の対価の額又は約定数値及び件数又は数量並びにその成立の日付その他内閣府令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。ただし、当該金融先物取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくても公益又は委託者等の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と読み替えるものとする。

(委託証拠金等の受領に係る書面の交付)

第七十二条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して委託証拠金その他の保証金を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第七十条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と読み替えるものとする。

(取引態様の事前明示義務)

第七十三条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関して委託者等から金融先物取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該委託者等に対し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(自己契約の禁止)

第七十四条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業に関し、同一の金融先物取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができない。

(委託者等に対する誠実義務)

第七十五条 金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第七十六条 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる行為にあつては、顧客の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等の締結を勧誘すること。

二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約等の締結を勧誘すること。

三 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数値その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること。

四 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること。

五 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思(当該勧

誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。

六 受託契約等を締結しないで、金融先物取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。

七 受託契約等に基づく金融先物取引の受託等をするときその他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

八 受託契約等に基づく委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。

九 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引の受託等に関する行為であつて、委託者等の保護に欠け、又は金融先物取引の受託等の公正を害するものとして内閣府令で定めるものを行うこと。

(適合性の原則等)

第七十七条 金融先物取引業者は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないよう、業務を行わなければならない。

一 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし、不適当と認められる受託契約等の締結の勧誘を行つて顧客の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は委託者等の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

第四節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第七十八条 金融先物取引業者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第七十九条 金融先物取引業者は、事業年度ごと

に、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 金融先物取引業者は、前項に規定する事業報告書のほか、内閣府令で定めるところにより、当該金融先物取引業者の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融先物取引業者に対し、政令で定めるところにより、第一項の事業報告書の全部又は一部の公告を命ずることができ、(説明書類の縦覧等)

第八十条 金融先物取引業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所又は事務所に備へ置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(金融先物取引責任準備金)

第八十一条 金融先物取引業者は、内閣府令で定めるところにより、金融先物取引責任準備金を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、金融先物取引の受託等に関して生じた事故によりその委託者等の受けた損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(自己資本規制比率)

第八十二条 金融先物取引業者(銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。)は、資本(外国法人にあつては、資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額)、準備金(外国法人にあつては、国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金)その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産(外国法人にあつ

ては、国内の営業所又は事務所における固定資産）その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、その行つてゐる金融先物取引（外国法人にあつては、国内の営業所又は事務所において行つてゐる金融先物取引）の当該金融先物取引に係る通貨等又は金融指標の数値の変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 金融先物取引業者は、自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。

3 金融先物取引業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五節 監督

（休止等の届出）

第八十三条 金融先物取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融先物取引業者を休止し、又は再開したとき。

二 他の法人と合併（当該金融先物取引業者が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、分割により他の法人の事業の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の法人から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

三 その総株主又は総出資者の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

四 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

五 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

（廃業等の届出等）

第八十四条 金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融先物取引業者を廃止したとき。その金融先物取引業者であつた法人

二 合併により消滅したとき。その金融先物取引業者であつた法人を代表する役員であつた者

三 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

五 分割により金融先物取引業者の全部又は一部を承継させたとき。その金融先物取引業者又はその金融先物取引業者であつた法人

六 金融先物取引業者の全部又は一部を譲渡したとき。その金融先物取引業者又はその金融先物取引業者であつた法人

2 金融先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により金融先物取引業者の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては金融先物取引業者の全部を譲渡したときに限る。）は、当該金融先物取引業者の第五十六条の登録は、その効力を失う。

3 金融先物取引業者は、金融先物取引業者の廃止をし、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が金融先物取引業者を行わない場合の当該合併に限る。）をし、又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をしやうとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 金融先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 金融先物取引業者は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等に基づく取引を速やかに終了し、かつ、金融先物取引業者に関し委託者等から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく返還しなければならない。

（立入検査等）

第八十五条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要があると認めるときは、金融先物取引業者（外国法人を除く。以下この項において同じ。）の主要株主又は金融先物取引業者を子法人とする持株会社の主要株主に対し第六十一条から第六十三条まで（これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出若しくは措置若しくは当該金融先物取引業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、その書類その他の物件の検査（第六十一条から第六十三条までの届出若しくは措置又は当該金融先物取引業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため特に必要があると認めるときは、金融先物取引業者と取引する者に対し、当該金融先物取引業者の業務又は財産に関して報告又は資料の提出を命ずることができる。

4 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による立入検査又は質問について準用する。

（業務改善命令）

第八十六条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融先物取引業者に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督上の処分）

第八十七条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十九条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号（同号に規定する第十九条第二号については、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第七号又は第十三号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第五十六条の登録を受けたとき。

三 この法律（第八十二条第二項を除く。）若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 金融先物取引業者に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 内閣総理大臣は、金融先物取引業者（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。）が第八十二条第二項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が百パーセント

を下回るときに限る。において、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該金融先物取引業者の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該金融先物取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の登録を取り消すことができる。

4 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該金融先物取引業者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。)が第五十九条第一項第九号イ若しくはロに該当することとなつたとき、又は第一項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該金融先物取引業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

第八十八条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者が正当な理由がないのに、金融先物取引業者を行うことができることとなつた日から三月以内に事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該金融先物取引業者の第五十六条の登録を取り消すことができる。

(登録の抹消)
第八十九条 内閣総理大臣は、第八十四条第二項の規定により第五十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第八十七条第一項若しくは第三項若しくは前条の規定により第五十六条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

ばならない。

(残務の結了)

第九十条 第八十四条第五項の規定は、金融先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該金融先物取引業者であつた者について準用する。

一 第八十七条第一項若しくは第三項又は第八十八条の規定により第五十六条の登録を取り消されたとき。

二 第八十四条第二項(同条第一項第一号から第四号まで(同項第二号にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が金融先物取引業者を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定により第五十六条の登録が効力を失つたとき。

2 前項各号に掲げる場合において、当該金融先物取引業者であつた者は、当該金融先物取引業者が締結した受託契約等に基づく取引を終了する目的の範囲内において、金融先物取引業者とみなす。

(受託等に係る財産の管理)

第九十一条 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引につき、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

2 金融先物取引業者は、受託契約等に係る金融先物取引につき、委託者等の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、内閣府令で定めるところにより、管理しなければならない。

(資産の国内保有)

第九十二条 内閣総理大臣は、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、金融先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

引業者に対する監督)

第九十三条 内閣総理大臣は、金融先物取引所の会員等となつておらず、又は第百四条第一項に規定する金融先物取引業協会(以下この条及び次節において「協会」という。)に加入していない金融先物取引業者の行う金融先物取引の受託等について、公益を害し、又は委託者等の保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

2 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、金融先物取引所の会員等となつておらず、又は協会に加入していない金融先物取引業者に対して、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、当該金融先物取引業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則の作成又は変更を命ずることができる。

3 前項の規定により規則の作成又は変更を命ぜられた金融先物取引業者は、三十日以内に、当該規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けた金融先物取引業者は、当該承認を受けた規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(外国法人に対する特例等)

第九十四条 金融先物取引業者が外国法人である場合において、当該法人に対する第七十九条第一項に規定する事業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 外務員

(外務員の登録)
第九十五条 金融先物取引業者は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融先物取引業者のために次に掲げる行為を行う者(以下「外務員」という。)の氏名、生年

月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

一 金融先物取引の受託等

二 受託契約等の締結の勧誘

2 金融先物取引業者は、前項の規定により当該金融先物取引業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする金融先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日

ロ 役員又は使用人の別

ハ 外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融先物取引業者の商号又は名称及びその行つた期間

4 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 第五十八条第二項の規定は、前項の登録について準用する。

(登録の拒否)

第九十六条 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十九条第一項第九号イ又はロに掲げる者

二 第九十九条の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の金融先物取引業者に所属する外務員として登録されている者

2 第五十九条第六項の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合について準用する。

(外務員の権限)

第九十七条 外務員は、その所属する金融先物取引業者に代わつて、その金融先物取引の受託等に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合において、適用しない。

(登録事項の変更等の届出)

第九十八条 金融先物取引業者は、第九十五条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第九十五条第三項第二号イ又はロに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第九十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

(外務員に対する監督上の処分)

第九十九条 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第五十九条第一項第九号イ若しくはロのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第九十六条第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 金融先物取引業に関し法令に違反したとき

き、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

三 過去五年間に次条第三号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去五年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。

(登録の抹消)

第一百条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する金融先物取引業者が解散し、又は金融先物取引業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

(登録事務の委任)

第一百一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に、第九十五条、第九十六条及び前三条に規定する登録に関する事務（以下この条、第九三条及び第九六条第五号において「登録事務」という。）であつて当該協会に所属する金融先物取引業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融先物取引業者の外務員に係る登録事務（第九十九条に係るものを除く。）を一の協会を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定めなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第九十五条第五項の規定による登録、

第九十八条の規定による届出に係る登録の変更、第九十九条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融先物取引業者の外務員が第九十九条各号のいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同条に規定する措置をしない場合において、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適當であると認めるときは、同条に規定する措置をすることを命ずることができる。

(登録手数料)

第一百二条 外務員の登録を受けようとする金融先物取引業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

2 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第一百三条 第一百一条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第九十五条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第九十六条第一項の規定による登録の拒否又は第一百一条第一項の規定により登録事務を行う協会の第九十九条の規定による処分について不服がある金融先物取引業者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第七節 金融先物取引業協会

(金融先物取引業協会)

第一百四条 金融先物取引業者は、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定によ

る法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人（以下この節において「協会」という。）は、会員（以下この節において「協会員」という。）の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称の使用制限)

第一百五条 協会でない者は、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(協会の業務)

第一百六条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 金融先物取引業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会の適正化その他の委託者等の保護を図るため必要な指導、勧告その他の業務

三 協会のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

四 協会の行ふ金融先物取引業の業務に対する委託者等からの苦情の解決及び第九八条に規定するあつせん

五 第一百一条第一項又は第二項の規定により行う登録事務

六 委託者等に対する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

第一百七条 協会は、委託者等から協会の行ふ金融先物取引業の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

ならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならぬ。

(協会によるあつせん)

第百八条 協会の行う金融先物取引の受託等について争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

2 協会は、前項の規定による申立てを受けたときは、学識経験を有する者であつてその申立てに係る争い(以下この条において「事件」という。)の当事者と特別の利害関係のない者をあつせん委員として選任し、当該あつせん委員によるあつせんに付するものとする。ただし、あつせん委員は、事件がその性質上あつせんを行うのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申立てをしたと認めるときは、あつせんを行わないものとする。

3 あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適当と認めるときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧告することができる。

4 協会員は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

5 協会は、あつせんに関し要した費用の全部又は一部を、当事者から徴取することができる。
(変更等の届出)
第百九条 協会は、当該協会の役員又は協会員に

異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。
(協会員に対する制裁)

第百十條 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。
(秘密保持義務)

第百十一條 協会の役員、職員若しくは第百八条第二項に規定するあつせん委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(内閣総理大臣に対する協力)

第百十二條 内閣総理大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。
(立入検査等)

第百十三條 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四條の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。
(監督命令)

第百十四條 内閣総理大臣は、前節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、協会に対しその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に店頭金融先物取引業(改正後の金融先物取引法(以下「新金融先物取引法」という。)第二条第二項第二号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この条において同じ。)を行つてゐる者(次条第一項の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新金融先物取引法第五十六條の登録を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において「店頭金融先物取引業者」という。))は、施行日から六月間(当該期間内に新金融先物取引法第五十六條の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新金融先物取引法第八十七條第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新金融先物取引法第五十六條の規定にかかわらず、引き続き店頭金融先物取引業を行うことができる。店頭金融先物取引業者(同条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新金融先物取引法第八十七條第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられていない者に限る。)が施行日から起算して六月以内に新金融先物取引法第五十六條の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き店頭金融先物取引業を行う場合においては、その者を新金融先物取引法第二条第二項に規定する金融先物取引業者とみなして、新金融先物取引法第六十五條第六十八條から第八十條まで、第八十五條第一項、第三項及び第四項、第八十六條、第八十七條第一項(第二号を除く。))及び第四項、第九十

一条並びに第九十四條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、新金融先物取引法第六十八條第一号中「名称及び登録番号」とあるのは「名称」と、新金融先物取引法第八十五條第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、新金融先物取引法第八十七條第一項中「第五十六條の登録を取り消し」とあるのは「金融先物取引業の廃止を命じ」と、同項第一号中「第五十九條第一項第一号から第三号まで、第五号」とあるのは「第五十九條第一項第五号」とする。

3 法人である店頭金融先物取引業者が前項の規定により読み替へて適用する新金融先物取引法第八十七條第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第五十九條第一項第六号及び第九号から第十一号までの規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である店頭金融先物取引業者を新金融先物取引法第八十七條第一項の規定により新金融先物取引法第五十六條の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融先物取引法第八十七條第一項の規定による新金融先物取引法第五十六條の登録の取消の日とみなす。

4 個人である店頭金融先物取引業者が第二項の規定により読み替へて適用する新金融先物取引法第八十七條第一項の規定により金融先物取引業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第五十九條第一項第九号から第十一号までの規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新金融先物取引法第九十條第五号ホに該当する者とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に改正前の金融先物取引法(以下「旧金融先物取引法」という。)第五十六條の許可を受けてゐる者(旧金融先物取引法第六十一條第三項の規定によりなお旧金融先物取引法第五十六條の許可がその効力を有するものとされる場合における当該許可の有効

期間の更新の申請をした者を含む。は、施行日において新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなして、新金融先物取引法の規定を適用する。この場合において、新金融先物取引法第五十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融先物取引法第五十六条の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録金融先物取引業者」という。)は、施行日から起算して二月以内に新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書類並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があったときは、当該書類に記載された新金融先物取引法第五十七条第一項各号に掲げる事項及び新金融先物取引法第五十八条第一項第二号に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

4 みなし登録金融先物取引業者が前項の規定により登録を受ける日までの間における新金融先物取引法第六十八条の規定の適用については、同条第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。

第四条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第六十条の規定は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該みなし登録金融先物取引業者が同条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の主要株主(新金融先物取引法第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又はみなし登録金融先物取引業者を子法人(新金融先物取引法第五十九条第三項に規定する子法人をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)

の主要株主(以下この条において「みなし登録金融先物取引業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該みなし登録金融先物取引業者等の主要株主となったものとする。

第六条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 みなし登録金融先物取引業者に係るこの法律の施行の際現に存する旧金融先物取引法第八十二条第一項の金融先物取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の金融先物取引責任準備金は、新金融先物取引法第八十一条第一項の金融先物取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

3 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十二条第二項ただし書の承認は、新金融先物取引法第八十一条第二項ただし書の承認とみなす。

第七条 みなし登録金融先物取引業者については、新金融先物取引法第八十二条の規定は、附則第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成十八年一月一日以後の自己資本規制比率(新金融先物取引法第八十二条第一項に規定する自己資本規制比率をいう。)について適用する。

第八条 新金融先物取引法第八十七条第四項の規定は、この法律の施行の際現に新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当しているみなし登録金融先物取引業者の役員である者(旧金融先物取引法第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当している者を除く。)が引き続き新金融先物取引法第五十九条第一項第九号イ又はロのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を

経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にみなし登録金融先物取引業者の役員である者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同条第四項の規定を適用する。

第九条 みなし登録金融先物取引業者が施行日前にした旧金融先物取引法第七十九条第一項第三号又は第五号に該当する行為は、新金融先物取引法第八十七条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第十条 みなし登録金融先物取引業者は、施行日から六月間は、新金融先物取引法第九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につきその期間内に同項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十一条 新金融先物取引法第七十条の規定は、この法律の施行後に新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者が締結した受託契約等(新金融先物取引法第七十条第一項に規定する受託契約等をいう。)について適用する。

第十二条 新金融先物取引法第七十九条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧金融先物取引法第七十六条の事業報告書については、なお従前の例による。

第十三条 新金融先物取引法第八十四条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の新金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が同項に規定する金融先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。)又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散(以下この条において「金融先物取引業の廃止等」という。)について適用し、同日前の金融先物取引業の廃止等については、なお従前の例による。

第十四条 旧金融先物取引法第七十九条第一項又は第二項の規定により許可を取り消され又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融先物取引法第八十七条第一項又は第四項の規定により登録を取り消され又は解任を命ぜられたものとみなす。

第十五条 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第一項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第一項の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧金融先物取引法第七十九条第二項の規定による処分は、新金融先物取引法第八十七条第四項の規定による処分とみなす。

第十六条 施行日前にされた旧金融先物取引法第八十三条の規定による処分は、新金融先物取引法第九十二条の規定による処分とみなす。

第十七条 旧金融先物取引法第五十六条の許可を受けた旧金融先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物取引業者が施行日前において当該許可を取り消され、又は同条第十二項に規定する金融先物取引業を廃止した場合であつて、当該金融先物取引業者であつた者が施行日までにその受託契約(旧金融先物取引法第六十九条第一項に規定する受託契約をいう。)に基づく取引を結了していないときは、旧金融先物取引法第八十条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

よつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第二十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第二十三条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十五号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第十六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十七号中「第十五号」を「前二号」に改め、同条第六項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等ノ受託等」を「金融先物取引ノ受託等」に、「第二十一条」を「第二条第二項」に、「金融先物取引等又ハ同条第十二項」を「取引所金融先物取引等又ハ同条第十一項」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に改める。

融先物取引等又ハ同条第十一項」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第六項第十二号中「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に、「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十三号中「第六号」の下に「及び前号」を加える。

(証券取引法の一部改正)

第二十五条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項第五号中「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改める。

第三十三條第一項中「第二条第七項」を「第二条第六項」に、「第二条第九項」を「第二条第七項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十六条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項第十一号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改め、「もの」の下に「（同項第二号に掲げる行為を除く。）」を加える。

第八十七條第四項第十一号、第九十三條第二項第十一号及び第九十七條第三項第十一号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十七條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第十五号の二を次のように改める。

十五の二 取引所金融先物取引等
第九條の八第二項第十六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十七号

中「第十五号の二」を「前二号」に改め、同条第六項第三号の三中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第四号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二十八條 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十四号中「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「同条第四項第二号」を「同項第二号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同項第一号」を「同項第二号」に、「又は同項第二号」を「又は同項第三号」に、「同条第十一項」を「同条第三項」に、「同項」を「同条第二項」に改める。

第二十條第九号中「第二条第三項」を「第二条第九項」に改める。

第二十二條の二第一項中「第二条第十三項」を「第二条第十二項」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第二十九條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第三百四十八條第二号中「第二条第七項」を「第二条第六項」に、「同条第八項」を「同条第三項」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第三十條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第十一号を次のように改める。

十一 取引所金融先物取引等
第五十三條第三項第十二号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十三号中「第十一号」を「前二号」に改め、同条第五項第四号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第五号中「金融先物取引

引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第五十四條第四項第十一号を次のように改める。

十一 取引所金融先物取引等
第五十四條第四項第十二号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十三号中「第十一号」を「前二号」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第三十一條 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項第九号を次のように改める。

九 取引所金融先物取引等
第六條第三項第十号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十一号中「第九号」を「前二号」に改め、同条第七項中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第二項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第三十二條 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第十六号の二を次のように改める。

十六の二 取引所金融先物取引等
第五十八條第二項第十七号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十八号中「第十六号の二」を「前二号」に改め、同条第六項第三号の三中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第四号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

第五十八條の二第二項第十四号の二を次のように改める。

十四の二 取引所金融先物取引等

第五十八條の二第一項第十五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十六号中「第十四号の二」を「前二号」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第三十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号の五中「許可」を「登録」に改め、同表第二十五号の二(四中「第二条第六項」を「第二条第五項」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第三十四條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「又は同法第五十五条の八の届出」を「同法第五十五条の八の届出、同法第五十六条の登録、同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項(同法第六十四条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第九十五条第一項の登録」に改める。
(銀行法の一部改正)

第三十五條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第十二号を次のように改める。

十二 取引所金融先物取引等

第十條第二項第十三号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十四号中「第十二号」を「前二号」に改め、同項第十号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十六條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「第二条第七項(定義)に規定する金融先物取引所」を「第二条第六項(定義)に規定する金融先物取引所」に、「同条第八項」を「同条第三項」に、「同条第六項」

を「同条第五項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三十七條 保険業法(平成七年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項第六号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第七号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第八号中「第六号」を「前二号」に改め、同条第八号中「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に、「金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引の受託等」に、「第二条第十一項又は第十二項」を「第二条第二項又は第十一項」に、「規定する金融先物取引等」を「規定する取引所金融先物取引等」に改める。
(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八條 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二條中「第二条第七項」を「第二条第六項」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第三十九條 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第九号中「第二条第十一項」を「第二条第二項」に、「金融先物取引等」を「取引所金融先物取引等」に改め、同項第十号中「第二条第五項」を「第二条第四項」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第四項第十四号を次のように改める。

十四 取引所金融先物取引等

第五十四條第四項第十五号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同項第十六号中「第十四号」を「前二号」に改め、同条第六項第五号中「金融先物取引等」を「取引所金融

先物取引等」に、「第二条第十一項」を「第二条第二項」に改め、同項第六号中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に、「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。
(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第四十一條 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三十三号中「第二条第十三項」を「第二条第十二項」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一百三條のうち金融先物取引法第三十四条の二十の改正規定の次に次のように加える。

第五十九條第二項中「数の議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五條第一項又は第一百五十六條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む」を加える。

(金融庁設置法の一部改正)

第四十三條 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号ソ及びツ中「営む」を「行う」に改める。

理由

金融先物取引をめぐる環境の変化に対応し、金融先物取引の委託者等の保護を図る必要性にかんがみ、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引又は一般顧客のために行う店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を金融先物取引業に追加するとともに、金融先物取引業の許可制から登録制への変更、金融先物取引業者の株主に関する制

度の整備、金融先物取引業者に対する自己資本規制の導入その他の規制の適正化等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年十一月二十五日印刷

平成十六年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F